

周防大島町告示第5号

平成25年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成25年2月27日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成25年3月6日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

魚谷 洋一君

魚原 満晴君

田中隆太郎君

広田 清晴君

荒川 政義君

中本 博明君

松井 岑雄君

今元 直寛君

尾元 武君

平野 和生君

吉田 芳春君

濱本 康裕君

久保 雅己君

小田 貞利君

平川 敏郎君

新山 玄雄君

○3月7日に応招した議員

○3月21日に応招した議員

○3月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成25年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成25年3月6日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成25年3月6日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について(契約変更・法第180条関係)
- 日程第8 報告第4号 専決処分の報告について(契約変更・法第180条関係)
- 日程第9 報告第5号 専決処分の報告について(契約変更・法第180条関係)
- 日程第10 議案第11号 平成24年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第12号 平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第13号 平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第14号 平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第15号 平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第16号 平成24年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第17号 平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第18号 平成24年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第19号 平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正)
- 日程第20 議案第21号 周防大島町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について(説明・質疑・付託)
- 日程第21 議案第22号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について(説明・質疑・付託)
- 日程第22 議案第23号 周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための

- 効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について（説明・質疑・付託）
- 日程第23 議案第24号 周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について（説明・質疑・付託）
- 日程第24 議案第25号 周防大島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について（説明・質疑・付託）
- 日程第25 議案第26号 周防大島町営住宅及び一般住宅等の整備基準を定める条例の制定について（説明・質疑・付託）
- 日程第26 議案第27号 周防大島町防災会議条例の一部改正について
- 日程第27 議案第28号 周防大島町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第28 議案第29号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第30号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 日程第30 議案第31号 周防大島町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 日程第31 議案第32号 周防大島町一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第33号 周防大島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第34号 周防大島町斎場条例の一部改正について
- 日程第34 議案第35号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第35 議案第36号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第36 議案第37号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び山口県市町総合事務組合同規約の変更について
- 日程第37 議案第38号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第38 議案第39号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第39 議案第40号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第41号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第42号 むつみ荘の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第43号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第44号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について

日程第44 請願第5号 周防大島町久賀歴史民俗資料館等指定管理者の選定方法の検証を求める請願書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について（契約変更・法第180条関係）
- 日程第8 報告第4号 専決処分の報告について（契約変更・法第180条関係）
- 日程第9 報告第5号 専決処分の報告について（契約変更・法第180条関係）
- 日程第10 議案第11号 平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第12号 平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第13号 平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第14号 平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第15号 平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第16号 平成24年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第17号 平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第18号 平成24年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第19号 平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正）
- 日程第20 議案第21号 周防大島町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について（説明・質疑・付託）
- 日程第21 議案第22号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について（説明・質疑・付託）
- 日程第22 議案第23号 周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について（説明・質疑・付託）

- 日程第23 議案第24号 周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について（説明・質疑・付託）
- 日程第24 議案第25号 周防大島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について（説明・質疑・付託）
- 日程第25 議案第26号 周防大島町営住宅及び一般住宅等の整備基準を定める条例の制定について（説明・質疑・付託）
- 日程第26 議案第27号 周防大島町防災会議条例の一部改正について
- 日程第27 議案第28号 周防大島町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第28 議案第29号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第30号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 日程第30 議案第31号 周防大島町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 日程第31 議案第32号 周防大島町一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第33号 周防大島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第34号 周防大島町斎場条例の一部改正について
- 日程第34 議案第35号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第35 議案第36号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第36 議案第37号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び山口県市町総合事務組合同規約の変更について
- 日程第37 議案第38号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第38 議案第39号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第39 議案第40号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第41号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第42号 むつみ荘の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第43号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第44号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第44 請願第5号 周防大島町久賀歴史民俗資料館等指定管理者の選定方法の検証を求める請願書

出席議員（16名）

1番 魚谷 洋一君	2番 魚原 満晴君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 荒川 政義君	6番 中本 博明君
7番 松井 岑雄君	8番 今元 直寛君
9番 尾元 武君	10番 平野 和生君
11番 吉田 芳春君	12番 濱本 康裕君
13番 久保 雅己君	14番 小田 貞利君
15番 平川 敏郎君	16番 新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中尾 豊樹君	議事課長 中村 和江君
書記 大下 崇生君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
公営企業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 星出 明君
産業建設部長 …………… 西本 芳隆君	健康福祉部長 …………… 西村 利雄君
環境生活部長 …………… 松井 秀文君	久賀総合支所長 …………… 松村 正明君
大島総合支所長 …………… 北杉 憲昌君	東和総合支所長 …………… 木村 順一君
橘総合支所長 …………… 中原 義夫君	
会計管理者兼会計課長 ……………	岡本 洋治君
教育次長 …………… 中野 守雄君	公営企業局総務部長 …… 河村 常和君
総務課長 …………… 奈良元正昭君	財政課長 …………… 中村 満男君
上下水道課長 …………… 木原 毅君	公営企業局総務課長 …… 藤田 隆宏君
公営企業局財政課長 …… 村岡 宏章君	

午前9時30分開会

○議長（新山 玄雄君） おはようございます。本日は御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成25年第1回周防大島町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、田中隆太郎議員、4番、広田清晴議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る2月27日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月22日までの17日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期の日程のとおり、本日から3月22日までの17日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（新山 玄雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

昨年12月定例会以降の諸般について御報告いたします。

まず、本議会に提出されました文書等については、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例月現金出納検査（12月・1月・2月実施分）及び定期監査（12月・1月・2月実施分）の結果の報告について提出されましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

請願・陳情・要望関係については、昨年12月25日付でNPO法人周防大島自然体感クラブの田中代表から、「周防大島町久賀歴史民俗資料館等指定管理者の選定方法の検証を求める請願書」が提出されましたので、請願第5号として受理いたしました。会議規則第91条「請願書の写しの配布」に基づき、お手元に配布しております。

次に、議員研修につきまして、広報編集特別委員会におかれましては、2月6日、7日と岡山県里庄町議会、岡山市議会を訪問し、議会広報の編集方法や読みやすい広報のつくり方など研修をしていただきました。委員の皆さん、お疲れさまでした。

次に、系統議長会関係では、2月12日、山口市において山口県町議会議長会定例会が開催され、平成24年度会計補正予算と平成25年度歳入歳出予算について協議がなされました。いずれも承認をされたところであります。その他各種研修会や事業につきましては、開催案内等を受けた段階で議員各位に御案内を差し上げたいと存じます。

次に、山口県離島振興市町議会議長会の定例会が同日開催されております。昨年6月に離島振興法が大幅に改正され、新たな離島振興への対応の第一歩を踏み出したところです。県内では4町のみ組織となりますが、人口減少、高齢化等の厳しい環境のもと、医療や福祉、教育等のあらゆる面で地域間格差が拡大しております。生活の安定と福祉の向上を積極的に図る必要があり、離島振興の諸施策の実施について要望活動を積極的に行うことを取り決めたところでございます。

次に、2月26日に柳井地域広域水道企業団議会が、27日には柳井地区広域消防組合議会が開かれ、関係議員が出席されております。山口県後期高齢者医療広域連合議会の平成25年度の予算関係資料も届き次第、あわせて議員控室書棚に整理をしておきますので、御高覧いただきたいと思っております。

続いて、町人会関係では、1月20日の東京久賀倶楽部へ吉田議員と平川議員が、2月23日の東京たちばな会へ平野議員、翌24日の関西橘町人会へは中本議員が出席をいたしました。それぞれの会におきましては、会員との情報交換と親睦の和を広め、その交流の中から、ふるさと大島に対する熱い思いと寄せる期待の大きさに、責任の重大さを深く感じたことと存じます。関係議員の皆様、大変お疲れさまでした。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 施政方針並びに議案説明

○議長（新山 玄雄君） 日程第4、施政方針並びに議案説明に入ります。

町長より施政方針並びに議案の説明を求めます。町長。

○町長（椎木 巧君） どなたもおはようございます。本日は、平成25年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成25年度一般会計予算を初め、各特別会計予算並びに重要諸案件につきまして御審議をいただくに当たり、町政運営に臨む私の所信の一端を申し上げ、町議会議員各位を初め、町民の皆様

様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

昨年12月の総選挙におきまして政権が交代し、3年ぶりに自民党と公明党による連立政権となり安倍内閣が誕生いたしました。安倍首相は、みずからの内閣を危機突破内閣と命名し、日本経済再生に向けた緊急経済対策を発表し、金融緩和、財政出動、成長戦略の3本の矢、いわゆるアベノミクスで取り組む方針を明確にいたしました。新政権には、真の成長戦略に基づく日本経済の再建を期待するとともに、本町におきましても新しい政策に関する情報収集に努め、迅速かつ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

さて、私は、昨年町長選挙におきまして、町民の皆様方から無投票での御信任をいただき、2期目の町政運営を任されてから、はや4カ月が過ぎようとしています。

周防大島町の2代目町長としての1期目4年間は、合併当初からの課題であります「財政の健全化」を第一に掲げ、行財政改革を推進し、それにより生み出された財源で生活関連施設の整備や子育て支援を充実するとともに、農業、漁業と町の固有の財産であります豊かな自然や文化との連携を密にした観光交流人口100万人を目指すなど、「幸せに暮らせる町づくり」に向け、職員と一丸となって取り組んでまいりました。

こうした取り組みの結果、本町の財政状況は、合併時と比較して、平成25年度末には起債残高を60億円削減し、一方、財政調整基金を30億円積み増すなど、厳しいながらも中期的財政運営に明るい兆しが見えるまでになり、さらには体験型修学旅行の誘致に象徴される観光交流人口は目標の100万人にあと一步のところまで拡大するなど、議員各位を初め、町民の皆様御理解、御協力を賜り、1期目の成果として評価をいただくことができましたところであります。

2期目の町政運営に当たりましても、その基本とするところが変わりはなく、これまでの4年間で築き上げてきたものをさらに進めるとともに深化させ、周防大島町が存在感を発揮し続けるために全力を傾注してまいりる決意でありますので、今後ともさらなる御支援を賜りますことを改めてお願いをするものでございます。

それでは、平成25年度における重点政策について申し上げます。

2期目の最重要課題の第1は、「定住対策」であります。定住対策のために考えられることは全てやる覚悟で、あらゆる政策資源を投入してまいりたいと考えております。

人口減少に少しでも歯どめをかけるため、定住対策としての子育て支援をさらに充実してまいります。これまで行っています小学校6年生までの医療費無料化、14回の妊婦健診の公費負担、私立保育所施設整備への助成等に加えまして、平成25年度では、保育所への2人以上の同時入所の場合、2人目以降の保育料を無料といたします。すなわち保育所に何人預けていただいても1人分の保育料しか徴収しないということでもあります。さらには町内の全保育所で英語教育を実施するなど、町の将来を担う若者が定住し、安心して子育てができるような環境づくり、都会よ

りもずっと子育てがしやすいことをアピールして定住につなげてまいりたいと考えております。

また、U I J ターン支援のために「住と職」、すなわち住まいと仕事の情報を一括管理、提供することなどを目的に昨年設置いたしました定住促進協議会を中心として、空き家バンクの充実や、数週間単位のお試し暮らし、移住体験ツアー、無料職業相談など、シニア世代から子育て世代までの方々に、定住への糸口を丁寧に説明し、御案内できるさまざまな取り組みを進め、定住人口の増加につなげていきたいと考えております。

また、平成24年度は体験型修学旅行生が24校4,500人訪れてくれる町となりました。折しも、昨年12月13日に待望の岩国錦帯橋空港が開港いたしました。交通の利便性が格段に向上し、山口県東部の魅力アップが大いに期待されているところであります。

しかしながら、本町の全国的知名度はまだまだ低く、伊豆大島でも奄美大島でもない、瀬戸内海の周防大島を機会あるごとにアピールし、認知度を高めることこそが、観光交流人口の拡大、ひいては人口定住へとつながる第一歩であると確信し、今後もイベント等あらゆる機会を通じ積極的にPR活動を続けてまいります。

第2は、「防災安全対策の充実」であります。

東日本大震災から、間もなく2年を迎えようとしています。いまだに多くの被災者が仮設住宅で不便な生活を余儀なくされるなど苦難を強いられておりますが、一日も早い復旧、復興を心からお祈りするものであります。

この震災を経て、災害に強いまちづくりが全国各地で進められていますが、本町におきましても、小中学校の校舎及び屋内運動場の耐震化率は平成26年度末に100%に、また町立病院も、東和病院東棟改築工事が完了する平成25年度には耐震化率100%となる見込みであります。さらに、拠点避難施設において平成22年度から着手した防災備蓄倉庫13カ所4,000人分の避難用品などの備蓄に引き続き、今年度は浮島、情島などの有人4島に防災備蓄倉庫を整備することといたしております。

昨年8月に報告された南海トラフの巨大地震による本町の最大震度は6弱、最大津波高は4メートルと推計され、津波の最短到達時間は108分と予想されております。こうした被害想定を踏まえ、国や県の防災計画の修正にあわせ、本町の地域防災のかなめとなる地域防災計画を見直すとともに、津波浸水想定区域等を示した津波ハザードマップを作成し、全世帯に配布をいたします。

また、災害時に被害を少しでも小さくするためには、地域の支え合いが必要です。各自治会等を単位とする自主防災組織の設立促進を図り、公助と連携した自助、共助による自分たちの地域は自分たちで守るという地域のきずなと防災力強化の取り組みをより一層進めてまいります。

次に、第3として、「健康づくり」であります。

健康は、元来、一人一人が主体的に取り組む課題であります。個人の力とあわせて、社会全体としても個人の自主的な健康づくりを支援していくことが必要であります。

人口の急速な高齢化が進む中で、疾病構造が変化し、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病が増加しています。生活習慣病は自覚症状があらわれないうちに進行し、ついには重篤な症状に至り、毎日の生活の質を著しく低下させます。

健康寿命をさらに延ばし、元気で明るい高齢社会を築き上げていくには、これらの疾病の早期発見、早期治療にとどまらず、みずから積極的に健康づくりに取り組み、生活習慣の見直しを行うなど、疾病を予防する対策が必要となっています。こうしたことから、健診の受診率を高めるとともに、健康づくりに必要な情報の提供を行い、住民と行政が協力しながら健康づくりを推進してまいります。

これら3つの重要課題への取り組みと、私が従来から推進してまいりました地域に密着した事業を中心に、初心を忘れることなく「まじめに、誠実に、地道に、謙虚に、そして確実に」をモットーに、町政運営に邁進してまいりたいと決意をいたしております。

続きまして、平成25年度の予算編成につきまして御説明を申し上げます。

初めに、国の予算についてであります。

我が国の経済は長年続くデフレと歴史的な円高により、危機的状況に陥っております。安倍内閣は、この状況を脱却するため、今年度の大型補正予算と平成25年度予算を一体的なものとして、いわゆる15カ月予算の考え方で、切れ目のない経済対策を実行するといたしております。平成24年度補正予算は、復興、防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心、地域活性化を柱として、当面の経済を強力に押し上げ、将来の成長につながる施策を総動員したとされ、その予算規模は13兆円となっており、地方公共団体に対しましても、公共事業や経済対策のための臨時交付金の拠出が盛り込まれております。

平成25年度予算については、一般会計の総額を、7年ぶりの減額予算となる9兆2,611億5千万円程度とし、新規国債発行額を平成24年度予算より約1兆3,930億円少ない4兆2,851億円に抑えるなど、財政規律に配慮した予算となる見込みであります。現在、通常国会で審議中でありますので、今後とも注視をしてまいりたいと考えております。

次に、地方財政についてであります。

本年1月に総務省から示された平成25年度地方財政対策では、地方公務員給与費の臨時特例や防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題への対応などに要する経費を含め、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成24年度と同水準となるよう確保するとされました。

また、山口県においては、産業力、観光力の増強を初め、「5つの全力」を基本的方向とした

「輝く、夢あふれる県づくり」とともに「財政の健全化」を2つの基本方針として、平成25年度当初予算の編成方針が示されてきました。

こうした中で、本町の平成25年度当初予算の編成に取り組むこととなったわけではありますが、政権交代後、政府から日本経済再生に向けた取り組みが示される一方で、国の予算編成はおくれ、その動向の見きわめも難しい状況の中で、町の当初予算を編成することとなったところであります。

私にとりましては、2期目のスタートに当たる予算編成であります。これまでに策定してまいりました諸計画を念頭に、引き続き財政の健全性維持に意を配しながら、初心からの「幸せに暮らせる町づくり」のための政策の醸成、実現を目指す予算編成に取り組んだところであります。

その主な内容を、新規及び拡充事業を中心に「幸せに暮らせる町づくり」の5本の柱ごとに順次御説明を申し上げます。

第1に、「安心して子供を生み育てられる町」、子育て支援等についてであります。

まず、新たな取り組みとして、2人以上の就学前児童が保育所に入所した場合、2人目以降の保育料を無料といたします。また、小中学生の英語指導と同様に、英語講師を町内の私立11カ所、公立3カ所の全保育所に派遣し、幼少期から英語になれ親しむ機会を設けることにより、コミュニケーション能力を養う取り組みを行います。こうした子育て支援をすることにより、定住対策につなげていこうとするものであります。

次に、障害等により既設の放課後児童クラブに参加できない児童を対象にした放課後児童クラブを開設し、保護者の負担を軽減しようとする障害児放課後児童クラブ事業は、平成26年度の本格稼働に向けて環境を整えてまいります。

また、学校以外の施設で、教員OBの方に支援員として御協力をいただきながら、不登校の児童生徒を受け入れ、また相談活動を実施し、登校に向けた支援を行う適応指導教室事業を開設いたします。

また、平成26年度末に耐震化率100%を目指す小中学校校舎耐震化事業は、平成25年度には、明新小学校屋内運動場改築工事、久賀中学校校舎改築事業、情島中学校校舎の耐震化工事を実施するとともに、新たに久賀小学校、明新小学校及び島中小学校校舎において、耐震化のための設計を実施することといたしました。

次に、2本目の柱、「働く意欲の湧き出る町」、産業振興についてであります。

これまでも新規就農のための研修支援を行ってまいりましたが、農業協同組合の行う業務の中で、柑橘農家等の農作業や加工、販売等に携わることにより研修効果があることから、JA山口大島に大島柑橘支援員として雇い入れをお願いし、研修を委託する大島農業担い手就農支援事業に取り組んでまいります。

また、農業の担い手を確保するため、引き続き就農準備期または経営開始期間の支援を行うとともに、指導農家の確保についても支援をしていこうとする新規就農者確保事業を拡充してまいります。

次に、交流人口拡大の象徴である体験交流型観光推進事業は、平成21年度から本格的に修学旅行生の受け入れを開始し、年々来島者は増加しており、平成24年度には24校、約4,500人をお招きすることができました。平成25年度では、今のところ、14校、2,600人の受け入れを予定しておりますが、引き続き修学旅行の誘致及び受け入れを推進するとともに、スポーツ合宿についても施設等の整備や誘致に積極的に取り組み、交流人口の拡大を図りたいと思っております。

次に、3本目の柱、「自然と環境にやさしい町」、生活環境の整備についてであります。

下水道事業につきましては、安下庄地区の整備事業が、平成6年に着手、平成24年度に総事業費約47億8,000万円をもって完了したところであります。引き続き、久賀、大島地区の下水道整備事業を進めてまいります。

また、生活排水の処理を適切かつ効率的に行うための合併浄化槽設置事業は、補助制度等が見直される中で、引き続き経費の一部を支援することといたしております。

また、国が推進する住宅太陽光発電導入支援対策により設置した住宅用太陽光発電システムに、町が補助金を上乗せする支援も継続して実施をいたします。

次に、4本目の柱、「晩年を豊かで安心して過ごせる町」、保健、福祉、医療、防災に関する事項であります。

一昨年の東日本大震災以降、地震対策や津波対策の重要性が再認識されてきたところでありますが、加えまして、本町では、台風等による自然災害に幾度も見舞われたという史実もございます。こうしたことから、あらゆる視点をもって防災安全対策には万策を講ずる必要があると認識をいたしております。

まずは、地域防災計画整備事業及び津波ハザードマップ整備事業であります。地域防災計画整備事業では、東日本大震災などの大規模災害を踏まえ、地域防災計画に見直しを加えます。あわせて、津波ハザードマップ整備事業において、南海トラフ巨大地震による津波発生に備え、津波ハザードマップを作成し、全世帯に配布することといたしております。

次に、これまで2年間にわたり、計画的に町内13カ所に防災備蓄倉庫を整備してまいりましたが、平成25年度においては、前島、笠佐島、情島及び浮島の有人4離島に防災備蓄倉庫を整備し、防災備品を備え置くことといたしております。

また、災害発生時における初期消火の迅速な対応により、被害を最小限に抑えるための消火栓を、日前地区に5カ所整備することといたしております。

次に、約240世帯の住宅が密集する西安下庄三ツ松地区の中心部において、海岸付近と主要県道を結ぶ町道三ツ松東線は、防災上からも津波時の避難道路として最も重要な路線であることから拡幅改良工事を進めてまいります。

次に、近年の健康志向の中で、気軽に取り組めるものとして、朝夕のウォーキングの実践者を多く目にするところであります。一昨年の山口国体を契機に、スポーツへの関心も深まった中、高齢化の進む我がまちスポーツの一つとしてウォーキングに取り組むこととし、正しいウォーキングを普及し、健康づくりを推進いたします。

また、平成25年度から、減塩運動を重点的に啓発、普及していくこととし、「ちょび塩で元気に」をキャッチフレーズに、シンボルマークの作成や調査地域を設定した塩分摂取や健康調査等を実施することといたしております。こうした取り組みから、健康づくりへの意識づけを図りたいと考えております。

また、地元施工業者を利用し住宅をリフォームした場合、その経費の一部を助成することにより、住環境の改善を支援すると同時に、地域の経済活性化に資することを意図した住宅リフォーム資金助成事業は、事業費を増額して継続してまいります。なお、体験型修学旅行生を受け入れていただく家庭がリフォームを行う場合には、助成額を上乗せすることといたしております。

また、自主防災組織の重要性が再認識される中で、より実効性のある組織とするため、自主防災組織の防災訓練や防災資機材の購入費を助成し、組織の活動を支援することとしております。

5本目の柱「次世代に素敵な未来を約束する町」についてであります。

これまで大島商船高等専門学校が科学技術振興機構助成事業として起業家養成に取り組んできた「島スクエア」事業が終了し、その発展型として、引き続き起業家養成と修了生のネットワークを生かし、さらにステップアップした取り組みを目指す「企業教育研究センター」が設立されることから、県や近隣の市町とともに支援してまいります。

また、長浦スポーツ海浜スクエア総合グラウンドは芝生の管理に多くの労力を要しながらも、その環境は良好ではなく、また芝の養生期には利用ができないなど、スポーツ合宿誘致の支障になっております。このため、グラウンドを人工芝化し、一年を通じて快適なスポーツ環境を維持することで、フルシーズンにおいて利用者の拡大に努め、交流人口の拡大、そして定住人口の拡大を図ってまいります。

次に、本町は観光を基軸とした産業振興を主要な政策課題に位置づけておるものの、これまで特に観光PR映像を作成していませんでした。平成26年度に周防大島町が誕生して10周年を迎えることとなりますが、その記念事業として、都市部の方々にはこの周防大島町の魅力を、住民の方々にとっては周防大島町の魅力の再発見につながるような観光PR映像作品を作成したいと考えております。

また、橘庁舎が耐震基準を満たしていない状況でありまして、橘庁舎を橘総合支所として改築し、庁舎内の健康福祉部の一部を暫定的に旧日良居中学校に移設することとして、その調査設計を行うことといたしております。

次に、本町とハワイ州カウアイ島が姉妹島提携をして50周年、また岩国錦帯橋空港が開港1周年を迎えることから、その記念事業として、岩国市や岩国商工会議所と共同で、本年10月に岩国錦帯橋空港からハワイ州ホノルルへチャーターフライトを実施し、ハワイ山口県人会との親善交流を図るとともに、本町といたしましては、カウアイ島を訪問し、提携50周年記念式典への出席や文化交流を行う予定にいたしております。空港の利用促進にもつながるこのチャーターフライトは、岩国市とともに6月ごろ募集を開始する予定で、300人程度の参加を見込んでおります。

次に、平成24年度に協議会を設置し、町内移住希望者へ「住」や「職」の情報交換、提供の場を設けるとともに、新たな産業興しに取り組んでいる定住促進対策事業は、今後もこれらの事業を継続しながら、新たに、短期間で周防大島の魅力を感じていただく「お試し暮らし」や「体験ツアー」による移住希望者の掘り起こしにも取り組んでまいります。

また、本町の地先において群生地が発見されたニホンアワサンゴについては、今後、保全と同時に観光資源としての活用についても検討していくことといたしております。

以上、5つの柱の町づくりについて、その主要事業を御説明いたしましたが、これらの結果、一般会計で141億400万円、国民健康保険事業特別会計から渡船事業特別会計までの特別会計を合わせますと、総額で230億6,358万1,000円となり、また公営企業特別会計では収益的支出が約54億5,332万9,000円、資本的支出では約24億4,491万9,000円の予算となったところであります。

合併効果や行財政改革の成果、再編交付金などを活用し、住民生活に密着した事業への取り組みを継続するとともに、定住対策、防災安全対策、健康づくりを重点課題として位置づけ、「幸せに暮らせる町づくり」の実現に向けて、また国の緊急経済対策に対応して、平成24年度3月補正予算と合わせた切れ目のない予算としたところであります。

議員の皆様方の御理解と御協力を、重ねてお願い申し上げます。

次に、行政報告を6件ほど申し上げます。

最初に、橘斎場葬儀棟の供用開始についてであります。

橘斎場は、年度内に改築工事が完了し、葬儀棟の竣工式を4月2日に行い、供用開始を4月3日から予定をいたしております。葬儀棟の完成で、清楚で厳粛な雰囲気の中で、通夜、葬儀、法要までを一体的に行えるようになります。

また、大島斎場につきましては、葬儀式場内の一部改修工事を行い、昨年11月より1日に

2回の葬儀が可能となっております。

この2つの改築、改修工事の結果、大島と橘の斎場で1日に合計4回の葬儀がとり行えることとなり、葬儀等にかかる遺族の負担が軽減されるものと思っております。

2件目は、米軍空母艦載機移転延期についてであります。

米軍厚木基地からの空母艦載機部隊の移駐時期が、岩国基地の受け入れ態勢のおくれなどを理由に3年ほどおくれ、平成29年ごろになる見込みであると、1月25日、中国四国防衛局から説明がありました。

その際、町の意見として、これ以上の負担が増大することは認められない、普天間基地移設の見通しが立たないうちに空母艦載機移駐のみを切り離して進めることは容認できない、岩国基地を空母艦載機訓練の予備施設として指定しないことという従来の考え方を堅持していくことを伝えるとともに、安心・安全対策、地域振興について、引き続き地域の負担と協力に見合う財政支援措置を講じるよう改めて強く求めています。

3件目は、去る1月18日に発生した町営渡船、笠佐島航路の船舶事故についてであります。

笠佐島航路の渡船「かささ」は、小松港と笠佐島を1日3便往復運航しております。

1月18日の第1便が午前8時に小松港を出港し、折り返し運航のため、笠佐島を8時10分に出港した後、かじがきかなくなり、自力航行不能となりました。ちょうど通りかかった漁船に曳航され、15分おくれで小松港に入港いたしました。

「かささ」には乗員乗客4名が乗っており、乗客の3名の方は、安全と体調の確認をさせていただき、船をおりていただきましたが、事故発生から帰港までの間、大変な御心痛をおかけしましたことを心からおわびを申し上げます。

事故の原因でございますが、かじとかじを動かすアームを固定している鉄製のテーラーと呼ばれる部分が長年の使用により劣化破損し、かじを動かすことができなくなったことによるものであります。

日本小型船舶検査機構による必要な船舶定期検査は受けておりますが、このテーラーの部分は検査の際の確認事項となっていないということで、劣化を見抜けず、今回の事故に至ったものであります。

事故発生後、速やかに、乗客の安全確認と柳井海上保安署並びに山口運輸支局への報告を行っておりますが、かかる事故の発生は航路に対する信頼を損ねるものであり、今後は、船舶の自主点検と安全管理意識のさらなる徹底を図り、利用される皆様の安心・安全の確保に努めてまいりたいと存じます。

4件目は、機構の見直しについてであります。

合併後、課の統合や廃止、福祉事務所の新設など、住民ニーズや時代に応じた組織、機構の見

直しに取り組んでまいりました。

平成25年度におきましては、まず環境生活部の生活衛生課と環境施設課を統合し、廃棄物の収集と処理を一つの課で扱うこととし、住民の皆様によりわかりやすい行政を推進することといたしました。

また、健康福祉部介護保険課において、介護予防班を地域包括支援センターに統合し、総合的な相談、支援、介護予防、介護予防ケアマネジメントなどを一括して取り扱うこととし、組織の充実強化を図るものであります。

出張所につきましては、正規職員を配置しておりました蒲野、沖浦両出張所におきまして、他の出張所と同様に非常勤嘱託員により事務を取り扱うことといたします。

以上が平成25年4月における組織、機構の見直しの状況であります。この見直しにつきましては、職員による行政改革推進本部の議論を経て、民間委員による行政改革推進委員会の御承認を経て行うものであります。今後とも、不断の見直しにより、簡素で効率的な組織、機構により住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

5件目は、太陽光発電事業者の公募についてであります。

本町においても住宅用太陽光発電設備への補助金交付などにより積極的に支援を行ってきたところでございますが、このたび町有遊休地の有効活用も念頭に、町有地の貸し付けによる太陽光発電事業者の公募を行いたいと考えております。

ちなみに、独立行政法人新エネルギー・産業技術開発総合機構の資料によりますと、山口県内の地点別月平均斜面日射量は、安下庄が県内で最も多く、全国平均を大きく上回っております。次いで柳井、下松、防府の順となっております。したがって、周防大島町は県内で最も太陽光発電に適していると言えるわけでありまして、

今回公募しようとする候補地は、旧開導小学校跡地及び旧大島青年の家跡地を予定しております。両候補地とも、太陽光発電を行ってみたいとの問い合わせもあり、他に活用の予定もないことから、地元の方々の御理解を得て、4月に入りましたら、募集を開始したいと考えております。

固定買い取り制度、事業の採算性を考慮いたしますと、20年の長期間にわたる貸し付けを想定しておりますが、趣旨、目的に鑑み、議員各位の御理解を賜りたいと存じます。

なお、この公募の担当課は生活衛生課とし、今後も適地と見込まれる町有地がありましたら、その都度御報告を申し上げ、公募を行ってまいりたいと考えております。

最後に、瀬戸内海国立公園——山口県地域であります——海域公園地区の指定についてでございます。

このほど、2月28日付環境省告示第10号で、本町内の海域の一部が瀬戸内海国立公園（山口県地域）海域公園地区に指定されました。

海域公園地区に指定を受けましたのは、お手元に図面をお配りしておりますが、地家室地先、外入地先及び沖家室地先で海域面積55.9ヘクタールで、瀬戸内海では初めての指定となります。国においては、平成20年から平成23年にかけて、この海域について海域資源調査を実施した結果、大規模なニホンアワサンゴの群生を初め多様な生物の生息を確認し、生態系上重要な地域であるとの評価をしております。

町といたしましても、これらの状況を踏まえまして、指定に先立ち本年1月25日、ニホンアワサンゴを初めとする希少な動物が生息する海域の保全を前提に、地域振興に向けて活用を図ることを目的として、地域住民を含め町内外のさまざまな機関で構成される組織を立ち上げて幅広い検討をいただくため、周防大島アワサンゴ協議会を設立いたしました。今後、この協議会を通じて保全に関するルールづくりと地域振興の両面から協議してまいりたいと考えております。

以上、行政報告6件ほど申し上げさせていただきました。

続きまして、今定例会に提案をいたしております諸案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、平成25年度一般会計並びに特別会計予算など当初予算に関するもの10件、平成24年度一般会計並びに特別会計予算などの補正予算に関するもの9件、専決処分の報告5件、専決処分の承認を求めるもの1件、新たな条例の制定6件、条例の一部改正に関するもの10件、市町総合事務組合理約の変更について、それと後期高齢者医療広域連合理約の変更の協議について、過疎地域自立促進計画の変更について、それぞれ1件、指定管理者の指定について5件、合計49件であります。

報告第1号から報告第5号までは、専決処分の報告についてであります。

報告第1号及び報告第2号は、町有施設で起きた物損事故による損害賠償の額を定めることについて、報告第3号は、東和中学校屋内運動場耐震改修工事の請負変更契約について、報告第4号は、久賀中学校校舎機械設備工事の請負変更契約について、報告第5号は、橘斎場改築工事の請負変更契約について、それぞれ専決処分により処理をいたしましたことを議会に報告するものであります。

議案第1号は、平成25年度一般会計予算についてであります。

予算総額は141億400万円となっております。前年度当初予算比2億1,600万円の増額で、率にして1.6%の増となっております。

まず、歳入予算の主なものについてであります。町税は景気動向や人口減等を踏まえまして、約13億1,596万5,000円、対前年度比0.2%の減額計上とし、地方譲与税や地方消費税交付金につきましても、昨年度の実績等を考慮し、試算により計上いたしております。

また、地方交付税は0.2%増の81億円を計上いたしましたが、これに臨時財政対策債5億

2,000万円を加えた広義の地方交付税は、86億2,000万円と見込んでおり、対前年度比1.3%の減額となっております。

次に、分担金及び負担金は、約2,000万円の減額計上となっておりますが、この主なものは、本町の新たな取り組みとして、保育所への同時入所の2人目以降を無料とし、保護者の負担を軽減することによる負担金の減であります。

また、国庫支出金につきましては、普通建設事業の増加に伴う国庫補助金の大幅な増加に伴うものであります。

次に、繰入金は、各基金の取り崩しであります。財源不足を補うための財政調整基金を約2億7,400万円、再編交付金を財源に積み立てた、ちびっ子医療費助成事業基金を約1,600万円、観光振興事業助成基金を約1,000万円、福祉医療費一部負担金助成事業基金を約1,400万円、外国語活動推進事業基金を約800万円、そのほかに、ふるさと寄附金を積み立てた、ふるさと応援基金を110万円、CATV加入促進のための基金から約1,000万円、そして地域振興に供するためのふるさと創生基金約1,000万円を取り崩すことといたしております。

また、町債につきましては、1億860万円、8.0%減の12億4,140万円の計上となっておりますが、臨時財政対策債のほか学校施設の耐震化事業が主なものであります。

以上が歳入予算の状況であります。町税等の自主財源比率は15.8%であり、前年度比5.4%と増加しているものの、財政調整基金繰入金等の影響でありまして、地方交付税や国・県支出金、町債といった依存財源に84.2%を頼らざるを得ない、依然として脆弱な財政環境にあると言えます。

さて、歳出予算であります。人件費は職員数や議員数の減、また退職手当組合負担金の減額により約1億6,800万円の減となっております。

また、公債費につきましては約23億1,000万円と予算総額の16.4%を占めておりますが、前年度比約6,100万円の減額となっております。

次に、扶助費は約18億8,100万円の計上で、対前年度より1.3%の増となっております。

また、普通建設事業費は、約20億2,600万円の計上で、対前年31.6%、約4億8,600万円の大幅な増額となっております。久賀中学校校舎改築事業等学校施設の耐震化事業、長浦スポーツ海浜スクエア総合グラウンド改修事業、道路新設改良事業等がその主なものであります。

次に、繰出金は、国民健康保険事業特別会計を初め、各特別会計への繰出金であります。前年度比1.4%減の約3,300万円の減額となっております。

次に、地方債の状況についてであります。一般会計におきましては、起債残高は約7億

1,800万円の減、プライマリーバランスでは約10億6,000万円と大幅な黒字となっております。

また、一般会計の起債残高は、合併時から約60億円減少し、約201億9,500万円となる見込みであります。

以上が、平成25年度一般会計予算の概要であります。

次に、議案第2号から議案第10号までは、平成25年度各特別会計予算及び公営企業局企業会計予算にかかわるものであります。

議案第2号は、平成25年度国民健康保険事業特別会計予算についてであります。一般会計から3億925万9,000円を繰り入れ、予算の総額は36億857万2,000円となっており、前年度当初予算比5,164万5,000円の増額となっております。

議案第3号は、平成25年度後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。一般会計から1億5,499万7,000円を繰り入れ、予算の総額は4億2,499万1,000円となっており、前年度当初予算比1,732万1,000円の減額となっております。

議案第4号は、平成25年度介護保険事業特別会計予算についてであります。一般会計から5億3,447万4,000円を繰り入れ、予算の総額は32億9,523万9,000円となっており、前年度当初予算比2,841万9,000円の減額となっております。

議案第5号は、平成25年度簡易水道事業特別会計予算についてであります。一般会計から4億2,730万円を繰り入れ、予算の総額は8億3,667万6,000円となっており、前年度当初予算比3,049万8,000円の減額となっております。

議案第6号は、平成25年度下水道事業特別会計予算についてであります。一般会計から2億1,869万9,000円を繰り入れ、予算の総額は3億4,586万5,000円となっており、前年度当初予算比1億1,821万1,000円の減額となっております。

議案第7号は、平成25年度農業集落排水事業特別会計予算についてであります。一般会計から1億8,103万2,000円を繰り入れ、予算の総額は3億3,202万5,000円となっており、前年度当初予算比118万4,000円の増額となっております。

議案第8号は、平成25年度漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。一般会計から2,460万1,000円を繰り入れ、予算の総額は3,225万1,000円となっており、前年度当初予算比314万5,000円の減額となっております。

議案第9号は、平成25年度渡船事業特別会計予算についてであります。一般会計から1,633万円を繰り入れ、予算の総額は8,396万2,000円となっており、前年度当初予算比684万6,000円の増額となっております。

議案第10号は、平成25年度公営企業局企業会計予算についてであります。収益的予算につ

いては、収入合計を49億4,962万2,000円、支出合計を54億5,332万9,000円とし、資本的予算については、収入合計23億9,557万6,000円、支出合計を24億4,491万9,000円とするものであります。

議案第11号から議案第19号までは、平成24年度各会計に係る補正予算に関するものであります。

議案第11号は、平成24年度一般会計補正予算（第5号）についてであります。既定の予算に2億6,728万4,000円を追加し、補正後の予算を152億9,610万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものは、人件費の基礎年金拠出金に係る公的負担率の変更に伴う共済費の調整、また日本経済再生に向けた緊急経済対策に基づく国の補正予算への対応、そして各事業の精算見込みによるものであります。

議案第12号は、平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から398万円を減額し、補正後の予算を36億8,577万1,000円とするものであります。

議案第13号は、平成24年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から1,192万2,000円を減額し、補正後の予算を4億2,448万円とするものであります。

議案第14号は、平成24年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から6,291万円を減額し、補正後の予算を33億1,163万5,000円とするものであります。

議案第15号は、平成24年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算に338万1,000円を追加し、補正後の予算を8億6,710万5,000円とするものであります。

議案第16号は、平成24年度下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から8,259万5,000円を減額し、補正後の予算を3億8,758万2,000円とするものであります。

議案第17号は、平成24年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から448万5,000円を減額し、補正後の予算を3億3,000万円とするものであります。

議案第18号は、平成24年度渡船事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の予算に33万5,000円を追加し、補正後の予算を7,776万7,000円とするものであります。

議案第19号は、平成24年度公営企業局企業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算において、所要の補正を行うとともに、継続費で、町立東和病院東棟耐震工事の総額及び年割り額の変更を行うものであります。

議案第20号は、東和病院及び大島病院において発達小児科を開設するに当たり、知事の開設許可等の事務手続で診療開始までに議会を招集する時間的余裕がなく、やむなく周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正を専決処分により処理させていただきましたので、その承認を求めるものでございます。

議案第21号から議案第26号までは、新たに条例を制定するものであります。

議案第21号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、周防大島町新型インフルエンザ等対策本部を設置するため、条例を制定するものでございます。

議案第22号から議案第26号までは、いわゆる地域主権第1次及び第2次一括法の施行に伴い、関係法令が改正され、それぞれ必要な条例を整備するものであります。

議案第22号は指定地域密着型サービスの基準等について、議案第23号は指定地域密着型介護予防サービスの基準等について、議案第24号は水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について、議案第25号は町道の構造の技術的基準等について、議案第26号は町営住宅及び一般住宅等の整備基準について、それぞれ条例を制定するものでございます。

議案第27号から議案第36号までは、条例の一部を改正するものでありまして、議案第27号及び議案第28号は災害対策基本法の一部改正に伴い、防災会議と災害対策本部の役割分担を明確にするため、議案第29号は宿日直手当を改定するため、議案第30号は和田小学校を森野小学校に統合するため、議案第31号は障害者自立支援法の題名の改正のため、議案第32号は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を追加するため、議案第33号は環境生活部の生活衛生課と環境施設課の2課が生活衛生課1課になるため、議案第34号は橋斎場の葬儀棟の供用開始に伴い、葬儀場使用料を追加するため、議案第35号は下水道法の改正に伴い、公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定めるため、議案第36号は東和病院東棟改築工事に伴い、病床数に変更が生じるため、それぞれ関係条例の一部を改正するものであります。

議案第37号は、山口県市町総合事務組合の交通災害共済事務を共同処理する団体から山口市が離脱し、また同組合の非常勤職員公務災害補償事務を共同処理する団体に光地区消防組合及び柳井地域広域水道企業団が加入することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第38号は、住民基本台帳法が改正されたことに伴い、山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第39号は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第40号から議案第42号は、集会施設の指定管理者の指定についてであります。議案第40号は油宇集会施設、議案第41号は小泊集会施設、議案第42号はむつみ荘、それぞれの指定管理者の指定についてであります。

議案第43号及び議案第44号は、高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてであります。議案第43号は周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」、議案第44号は周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」、それぞれの指定管理者の指定についてであります。

以上、49案件につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（新山 玄雄君） 以上で、施政方針並びに議案の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前10時31分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（新山 玄雄君） 再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

日程第8. 報告第4号

日程第9. 報告第5号

○議長（新山 玄雄君） 日程第5、報告第1号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてから、日程第9、報告第5号工事請負変更契約の締結についての専決処分の報告までについて、執行部の報告を求めます。星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） それでは、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきました5つの案件につきまして、一括して御報告させていただきます。まず、報告第1号でございます。

昨年の11月30日に、大字西安下庄地内において発生した、物損事故による損害賠償の額を定めることについて、12月25日に、専決処分により処理させていただきました。

この事故は、議案つづりの2ページでございますが、専決処分書に記載のとおり、町が管理す

る真宮車庫の軒下部のモルタルが剥がれ落ちたことにより、隣接の町が管理しております駐車場に駐車していた、西安下庄の有限会社むら喜所有の軽自動車のフロントガラスを破損させたものであります。

なお、損害賠償の額は17万5,831円であり、全国町村会総合賠償補償保険から、1月9日に全額支払われております。

次に、報告第2号でございます。

昨年の12月23日に、久賀地内において発生した物損事故による損害賠償の額を定めることについて、平成25年1月19日に、専決処分により処理させていただきました。

この事故は、4ページの専決処分書に記載のとおり、町営新開団地住宅の出入口の横断側溝に布設してあるグレーチングぶたがはね上がったことにより、この住宅の住人である山本一之さん所有の自動車のマフラーパイプを破損させたものであります。

なお、損害賠償の額は3万1,908円であり、全国町村会総合賠償補償保険から、1月24日に全額支払われております。

続きまして、報告第3号でございます。

平成24年度周防大島町立東和中学校屋内運動場耐震改修工事につきましては、藤川建設株式会社と請負契約を締結し、工事を進めております。

このたび、基礎工の鋼管杭に係る施工量の増加、消火栓の送水管の布設がえや2カ所非常口の扉の改修が生じたため、請負代金を増額することが必要となりました。

このため、6ページ、専決処分書に記載のとおり、請負代金を288万3,300円増額した6,709万800円とする請負変更契約について、1月31日に専決処分により処理させていただきました。

次に、報告第4号でございます。

周防大島町立久賀中学校校舎機械設備工事につきましては、株式会社大島電機と請負契約を締結し、ことし11月末の完成を目指して工事を進めております。

このたび、技術室及び理科室の空調設備の追加に伴い、請負代金を増額することが必要となりました。

このため、8ページの専決処分書に記載のとおり、請負代金を203万700円を増額した7,469万700円とする請負変更契約について、2月5日に専決処分により処理させていただきました。

次に、報告第5号でございます。

平成24年度橋斎場改築工事につきましては、平成24年6月に株式会社神田建設と請負契約を締結し、工事を進めてまいりました。

当初、75人槽の合併浄化槽を設置する予定でしたが、現地精査により、汚水管流入管の埋設高が深くなったことにより、合併浄化槽の流入管の位置変更に伴う合併浄化槽の容量不足に対応するため、合併浄化槽の形状変更が必要となりました。また、火葬場の休場期間短縮のため、コンクリート舗装から養生期間を短縮できる透水性特殊コンクリート舗装へ工法を変更いたしました。

このため、10ページ、専決処分書に記載のとおり、請負代金を103万50円を増額した1億7,802万8,550円とするとともに、工期を3月20日から6日間延長して、3月26日までとする請負変更契約について、2月14日に専決処分により処理させていただきました。

以上、専決処分の報告を5件させていただきました。

○議長（新山 玄雄君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第10. 議案第11号

○議長（新山 玄雄君） 日程第10、議案第11号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）を上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） それでは、議案第11号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について、補足説明をいたします。

別冊の一般会計補正予算つづりをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に2億6,728万4,000円を増額し、予算の総額を152億9,610万2,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものであります。

歳入歳出補正につきましては、人件費の基礎年金拠出金に係る公的負担金率の変更に伴う共済費の調整、また、日本経済再生に向けた緊急経済対策に基づく国の補正予算への対応、そして、各事業の精算見込みによる補正が主なものであります。

なお、国の補正予算への対応分につきましては、総額で約4億5,600万円の追加計上となっております。その概要につきましては、本日お手元にお配りしました、平成24年度国の補正予算（第1号）日本経済再生に向けた緊急経済対策対応分に記しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。

これらにつきましては、今回の補正予算に計上しておりますが、御議決を賜りましたならば、平成25年度に繰越して実施することになりますので、調整を行った後、議会最終日に繰越明許費として補正提出させていただきたいと考えております。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

1 1 ページをお開きください。

歳入につきましては、1 1 款分担金及び負担金1 項負担金は、老人保護措置費負担金及び保育所への入所者数の減による保育所負担金の減額補正であります。

1 2 款使用料及び手数料1 項使用料につきましては、各施設の使用料の精算見込みによる調整で、総額1 5 5 万4, 0 0 0 円の減額補正であります。5 目のウィンドパーク使用料及び星野哲郎記念館入館料は、利用者減に伴う減額補正となっております。

2 項手数料につきましては、精算見込みによる調整であります。

1 2 ページ、1 3 款国庫支出金1 項国庫負担金の民生費国庫負担金につきましては、各事業の確定、もしくは精算見込みにより、2, 5 1 0 万5, 0 0 0 円の減額補正となっております。

2 項国庫補助金1 目総務費国庫補助金は、国の補正予算による緊急経済対策に伴い、地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応じて配分される、地域の元気臨時交付金の新規計上及び離島高校生修学支援費補助金の組みかえにより、5, 6 9 2 万5, 0 0 0 円の増額となっております。

2 目民生費国庫補助金及び3 目衛生費国庫補助金は、事業の確定、もしくは精算見込みによる減額、4 目農林水産業費国庫補助金は、国の補正予算に伴う追加公共投資に対応するための補助金6, 5 0 0 万円を増額計上しております。

1 3 ページの5 目土木費国庫補助金は、事業の確定、もしくは精算見込みによる調整、並びに国の補正予算に伴う追加公共投資に対応するための補助金を計上しております。

また、6 目教育費国庫補助金は、精算見込みによる増額計上を、7 目消防費国庫補助金は、国の補正予算対応として、消防防災施設整備費補助金5 2 3 万6, 0 0 0 円を新規計上しております。

1 4 款県支出金1 項県負担金も、同様に事業確定、もしくは精算見込による調整ですが、1 4 ページの生活保護費負担金は、居住地がない等の被保護者の保護費の県負担分による増額計上となっております。

1 4 ページの2 項県補助金につきましても、事業の確定、もしくは精算見込みによる調整ですが、1 目総務費県補助金は、国庫補助金への組みかえ及び精算見込みによる減額、4 目農林水産業費県補助金は、国の補正予算対応分として、水産業費補助金を7, 9 6 0 万円追加計上しております。

1 6 ページ、3 項県委託金は、委託金の確定による減額補正となっております。

1 5 款財産収入1 項財産運用収入では、各基金の利子の調整により9 7 万7, 0 0 0 円の増額補正であります。

1 7 ページの1 6 款寄附金は、ふるさと寄附金の増額補正によるものであります。

1 7 款繰入金1 項基金繰入金は、財政調整基金の取り崩しを1, 1 4 4 万2, 0 0 0 円減額し、

財源調整を行うとともに、ふるさと応援基金、CATV加入促進事業基金、外国語活動推進事業基金につきましても、それぞれ事業の精算見込により取り崩しを減額しております。

19款諸収入3項貸付金元利収入につきましては、中小企業勤労者小口資金の実績による減額補正となっております。

また、18ページの4項雑入は、学校給食収入等の精算見込みによる減額及び市町村振興宝くじ交付金、建設残土処理場使用料、公立保育所運営費等の実績、または実績見込みによる増額調整が主なものであります。

19ページの20款町債につきましても、各事業の確定、または精算見込みによる調整、並びに国の補正予算対応分として、1,280万円を増額計上しております。

続いて、21ページからの歳出予算について、主なものを御説明いたします。

まず、1款議会費につきましては、職員人件費の調整と議会運営経費の実績見込みによる減額補正であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員人件費は、基礎年金拠出金に係る公的負担金率の変更に伴う共済費の調整等により、26万1,000円の増額補正となっております。

22ページの2目文書広報費も、精算見込みによる調整であります。CATV加入促進事業補助金の減額が大きなものとなっております。

3目財政管理費は、精算見込みによる調整を行っております。

5目財産管理費は、各基金の利子の積み立ての調整及び財政調整基金へ、2億6,182万9,000円を積み立てることによる増額補正であります。

23ページの6目企画費の企画一般経費につきましては、地域総合整備事業貸付金の確定による減額となっております。ふるさと応援事業は、ふるさと寄附金の増額見込みによる積立金の増額補正を行うものであります。

7目支所及び出張所費も精算見込みによる減額補正となっております。

8目電子計算費から、24ページ、9目地域振興費につきましても、不要額の調整による減額となっております。

2項徴税费及び25ページ、3項戸籍住民基本台帳費は、職員人件費の調整による増額補正であります。

25ページから27ページまでの4項選挙費につきましては、町長選挙及び町議会議員選挙の執行経費の確定に伴い、2,763万9,000円の減額補正となっております。

次に、28ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、職員人件費の調整及び社会福祉総務一般経費の精算見込みによる減額となっております。

2目障害福祉費につきましては、障害者地域生活支援事業を始めとする各種サービス及び給付

等の実績及び実績見込みによる減額補正であります。

29ページの3目老人福祉費につきましては、職員人件費の調整、老人福祉事業の養護老人ホーム入所者の減による減額、敬老会事業の確定、介護予防・地域支え合い事業等の実績及び実績見込みによる減額補正となっております。

30ページの4目国民年金費は、職員人件費の調整による増額補正を行っております。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費では、職員人件費の調整及び実績見込みによる児童クラブ事業の委託料の減額補正となっております。

31ページの2目児童措置費3目母子福祉費は、実績及び実績見込みによる減額補正を行っております。

4目保育所費は、職員人件費の調整及び久美、蒲野保育所の精算見込みによる減額補正であります。

また、32ページの5目保育所運営費についても、実績見込みによる入所者の減、及び延長保育実施実績による1,977万3,000円の減額補正となっております。

3項生活保護費1目生活保護総務費は、職員人件費の調整、2目扶助費は、実績見込みによる3,060万円の減額となっております。

33ページの4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、職員人件費の調整と実績及び精算見込みによる減額補正となっております。

34ページ、2目予防費は、精算見込みによる減額補正であります。

3目環境衛生総務費につきましては、職員人件費の調整及び簡易水道対策事業、合併浄化槽設置事業においては、実績見込みによる調整であります。

また、4目火葬場費では、斎場建設事業の入札減による減額補正及び再編交付金の財源調整となっております。

35ページの2項清掃費につきましては、職員人件費の調整、じん芥処理経費では、ゴミ袋や水質検査、ゴミ収集車の入札減による減額補正を、また、じん芥処理施設管理経費は、精算見込みによる光熱水費の増額補正を行っております。

36ページの5款農林水産業費1項農業費では、1目農業委員会費及び2目農業総務費は、職員人件費による調整であります。

3目農業振興費の特産対策事業は、やまぐち集落営農生産拡大事業補助金等の実績みによる減額、また、省エネハウス管理運営事業は、解体工事費の入札減による減額補正となっております。

37ページ、5目農地費については、職員人件費の調整及び国の補正予算対応として、県営農業基盤整備事業に県事業負担金を追加計上、並びに事業の確定、もしくは精算見込みによる事業費の調整を行っております。

39ページの2項林業費は、有害鳥獣捕獲事業の実績見込みによる増額補正であります。

3項水産業費1目水産業総務費は、職員人件費の調整であります。2目水産業振興費は、国の補正予算対応として、県事業負担金の追加計上を、3目漁港管理費は、再編交付金で実施しました陸開整備事業の財源調整及び国の補正予算対応として、漁港漁場機能高度化保全計画策定業務に1億35万円の追加計上をしております。

また、4目海岸保全事業費は、職員人件費の調整と国の補正予算への対応及び精算見込により、1億2,963万円の増額となっております。

40ページ、6款商工費1項商工費1目商工総務費は、職員人件費の調整、2目商工業振興費は、中小企業勤労者小口資金貸付金のなかったことによる減額、防長交通に対する生活交通路線維持負担金の確定による減額、ウィンドパーク管理運営経費及び中小企業従業員住宅管理経費の事業費の調整を行っております。

41ページ、3目観光費の観光一般経費は、工事請負費及び備品購入費の入札減及び再編交付金の財源調整、また、公園等管理経費、やしろ郷ふれあいの里事業は、不用額の減額をそれぞれ補正計上しております。

42ページの7款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、職員人件費の調整と、住宅リフォーム資金助成事業補助金の精算見込みによる減額及び財源調整をするものであります。

43ページの2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は、国の補正予算対応として、街灯点検業務に200万円を新規計上しております。

2目道路新設改良費につきましては、国の補正予算への対応及び精算見込により8,652万2,000円の増額計上を、また、県事業負担金は事業確定による調整を行っております。

3項河川費2目河川建設費は、県事業負担金を精算見込みにより、減額補正を行っております。

44ページの4項港湾費は、国の補正予算対応として、県事業負担金の追加計上並びに精算見込みによる調整、また、5項都市計画費につきましては、県事業負担金の精算見込みによる調整であります。

45ページの6項住宅費は、職員人件費の調整、また、公営住宅一般管理経費は、国の補正予算対応として、公営住宅屋根防水改修に係る委託料及び工事請負費4,796万8,000円を計上しております。

8款消防費1項消防費2目非常備消防費は、職員人件費の調整。

46ページの3目消防施設費は、国の補正予算対応及び緊急工事対応分として、2,634万5,000円を増額計上しております。

また、4目災害対策費については、工事請負費や備品購入費の入札減及び南海トラフ巨大地震の被害想定が早期に示されなかったため、着手することができなかった地域防災計画整備経費の

減額、並びに再編交付金の財源調整であります。

47ページ、9款教育費1項教育総務費2目事務局費では、職員人件費の調整と教育総務経費において、旧沖浦中学校解体設計業務の入札減、学校教育経費において、実績及び実績見込みによる不要額の減額を行っております。

48ページの2項小学校費1目学校管理費のうち小学校管理事務局経費は、各小学校施設の営繕修理に要する費用を270万9,000円追加計上するとともに、浮島小学校屋外倉庫解体及び改築工事費の入札減による減額補正、並びに再編交付金の財源調整をしております。

また、小学校事務局経費は、検診委託料の不要額の調整、明新小学校屋内運動場改築事業経費は、委託料及び工事請負費の入札減による減額補正、並びに再編交付金の財源調整、浮島小学校経費は、不要額の調整であります。

2目教育振興費は、就学援助費の実績見込みによる減額を計上しております。

49ページの3項中学校費1目学校管理費のうち中学校管理事務局経費は、精算見込みによる光熱水費や入札減による、東和中学校屋内運動場耐震補強改修工事の減額補正、並びに再編交付金の財源調整を行っております。

中学校事務局経費は、検診委託料の不要額の調整、久賀中学校改築事業経費は、入札減による委託料及び工事請負費等の不要額を減額補正しております。

2目教育振興費においても、実績や実績見込みによる県体派遣補助金や就学援助費、及び外国語青年英語指導事業の渡航費用負担金の減額、並びに外国語推進事業基金繰入金の財源調整を行っております。

50ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費は、職員人件費の調整を行っております。

2目公民館費は、職員人件費の調整と、かんころ楽園管理運営経費の不用額の減額による補正であります。

3目図書館費は、職員人件費の調整。

51ページの5目社会教育施設費は、工事請負費の入札減による減額補正となっております。

5項保健体育費1目保健体育総務費は、職員人件費の調整であります。

3目学校給食費は、職員人件費の調整及び東和地区学校給食センター、橘地区学校給食センター、浮島小学校給食調理場の実績見込みによる賄材料費等の減額補正、並びに東和地区学校給食センターの、ドライ仕様に向けた備品購入費の追加計上であります。

52ページ、11款公債費は、実績見込みによる長期借入金利子の減額及び財源の調整によるものです。

53ページ、12款諸支出金は、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整で、総額4,886万1,000円の減額補正となっております。なお、公営企業局企業会計につきましては、基礎年

金拠出金等により608万4,000円の繰出金の増額調整を行っております。

以上が、歳入歳出予算補正の概要であります。

続いて、7ページに返っていただきたいと思っております。

7ページは地方債の補正についてであります。農地債、水産業債、河川債、港湾債、過疎対策事業債、合併特例事業債、地域総合整備資金貸付事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものであります。

以上が、平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）についての概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして補足説明を終わります。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず、今回、先ほど来言われております、15カ月予算にかかわる部分から質疑を行いたいというふうに思います。

今回、総事業費が4億5,666万1,000円、それに対して、国庫支出金が2億8,388万1,000円、町債が1億2,970万円、一般財源が4,308万円ということで、きょう出された資料なんで、ちょっと初歩的質疑をしちよきたいというふうに思います。

今回の大型補正に関する、今、財源の内訳は読み上げましたが、実際的に、充当率等はどういうふうに見ているのか、同様にきちっとされているのか。充当率ですね。いわゆる補助金直接来ます。ほいで、実際的にはいわゆる起債と一般財源、対応しておりますが、実際的に今後の償還及び一般財源について、確定するのはどちらにしても来年の繰越明許後の確定だろうというふうに見ておりますが、実際的にどういうふうな形を取られるのか。いうのが、国は、実際的には、約2分の1強ですか、2億8,300ですからね。で、実際的なほかの部分について、いわゆる国がどのように見ていくのかという部分を聞いておきたいというふうに思います。それが一点目です。

それとですね。それともう一つ、これは歳入歳出にかかわる部分ですが、今回、財政調整基金、かなりの額をまた積み立てております。いろんな要因があつたらうと。また、これも来年度、また、要因が膨れるんかなという部分があるんですが。実際的に、年度を通じて皆さん方が出された資料、これを見ますと、実際的には単年度、ここ2年余りが8億円の積み上げということ、その前は大体3億円から4億円、そしてその前、合併当時が1億円ちょいぐらいの、いわゆる積み上げできたというふうに、私、見ちよるんです。

で、皆さん方が出された資料の中で、単年度で見ると、今年度も8億円を超えると。ほいで、私の見方としては、当然、資料の中で出されちよる数字、いわゆる新年度予算の補足説明資料いう中で、いわゆる基金についても出されておりますが、いわゆる24年、25年の差額で結果と

して1年間の8億数千円なっちゃうせんか思うんですが、その額というふうに見てよろしいかという確認です、これは。

それと、次の歳出のほうで、若干聞いておきたいというふうに思います。これは、ごめんなさい。歳入のほうがあええかもわかりません。

今回9,200万円、地域総合整備資金貸付事業債が貸付して、新年度予算で単年度償還が出てきますが、何年間で償還するという計画なのか。それを報告を求めたいというふうに思います。

出のほうでは、一応貸付金として地域総合整備事業貸付金が、当初見込みよりは、一応400万円ほど減ったというのが予算上あらわれておりますが、実際的に何年間で償却ということになっとなるのか、聞いておきたいというふうに思います。

次に、大きい分で言えば、所管が私どもに入りますが、まず一点が32ページの負担金補助及び交付金。ここで、485万3,000円いう延長保育促進事業補助金のカットがあります。これは、御承知のように当初予算計上して、過去もあつたんですが、例えば東和の保育園、中の保育園ということで計画したが、その年度は出発できなかったという経緯があります。

その中で、今回も——あの当時は、結局は保母さん等が不足しておつたのではないかとということで、私、当時見ておりましたが、実際的に今年度延長保育ができなかった理由としてどのように捉えているのか、聞いておきたいというふうに思います。

それと、扶助費。32ページになりますが、これも通年で、初めて行った事業の目です。実際的に、生保の関係で、当初何人見ておつて、ほいで決算的には何人で捉えた、その差額は大体3,060万円余りだというふうに思うんですが、人数変更の状況、これについて報告を求めておきたいというふうに思います。

それともう一つは、いわゆる財源内訳であります。これは、財政のほうになるかと思うんですが、実際的に、今回、3,060万円の実際的な総額でカットということでありまして。そのうち5,000万円余りが一般財源のカットというふうに見られます。そういう中で、実際的に年度当初協議のときに、実際的にどの程度、いわゆる人件費部分に見るのかという議論をしました。

そういう中で、実際的に、例えば32ページ。生活保護にかかわる扶助費の支出のうち、実際的には、いわゆる人件費部分の、いわゆる部分は入ってないかもわからんんですが、実際的に、例えば特交で見る人件費部分とか、それ年度当初に議論しておりますので、報告ができる範囲でしていただきたいと。

例えば、今まで県がやりよつた事業が町がやりますということになりました。ほいで、実際的には、ほいじゃあ、今までは県が職員負担分を皆見よつたのが、いわゆる町が皆見るんですかという議論をしました。そのときに、いわゆる交付税措置がされるという議論もありました。

その件に関して、やっぱり最終補正ですから、一応、捉えられる範囲で答弁を求めておきたい

というふうに思います。

中身の部分は、それぞれ生活扶助から始まって施設事務費補助までが、それぞれ減額になっているということで、実際的には、中身については答弁はよろしいです。実際的な人数だけ、報告を求めたいというふうに思います。

次にですね、農林水産業費のところのですね、款がですね。農林水産業費に入ります。実際的に、ここで問うておきたいのが、漁港管理経費です。これも、当初4,500万円ぐらいでしたか、計画はされちよりました。ほいで、実際的に今回1億円の補正です。実際的に、カットは何次計画というのがあって、それぞれ年ごとに、いわゆる予算消長に対する部分がありましたが、今度、これ計画が、例えば計画策定というのがどこまでの範囲をやるのか。一つは、いわゆる漁港全域ということで、今回挙げておられると思うんですがね、そういうふうに捉えてよろしいのか。また、この計画策定業務が結構大きいんです。今年度分で1億4,000万円ぐらいになれば、この計画策定調査はどの程度まで調査をやるのか。これもわかる範囲で答弁を求めたいというふうに思います。

それと、中小企業勤労者小口資金貸付金。これが、使い勝手が、いわゆる借りるのがすごい難しいんじゃないかというふうに見ておるんです。実際的に。そうすると全額カットです。いわゆる借りる人がおらんようになったと。ほじゃ、もうちょっと努力のしがいがあるんじゃないか。これも、今後も補助事業としてあると思うんです。そのときに、今年度の特徴として、おられなかった理由としてね、やっぱり、かなり借りようと思うても、借りにくい制度のままではないかというふうには私は思いよるんで、その辺のどこ、知っちょる範囲で聞いておきたいというふうに思います。

次に、増額分として出てくるのが道路橋りょう費。43ページです。

今回、事前に聞いたところによると、500灯ぐらいが対象。具体的に、大体灯数と全域なんか、それとも地域を区切って進めていくのか。これ調査費ですからね、いわゆる街灯管理事業として、報告を求めたいというふうに思います。

46ページ。これも、いわゆる前倒しの部分かと思われませんが、実際的に、このぐらいの金額じゃったら2個、耐震性を持った部分の工事請負費じゃないかというふうに思われませんが、2個の特定について答弁を求めていきたいというふうに思います。

以上、答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） それでは、国の補正予算に伴う地域の元気臨時交付金について、お答えいたします。

地域の元気臨時交付金の総額は、今回の補正、国の補正予算に計上された国庫補助事業を含め

た公共事業費の地方負担額の8割に相当する額として、国全体で1兆3,900億円程度計上されておるといことになっております。

それで、各地方公共団体への交付限度額は、今回の国の補正予算に計上された公共事業の地方負担額に応じて算定されるということになっております。で、予算、国は8割を相当すると言っておりますが、財政力の強い、弱いところによりまして、地方負担額の7割から9割程度を見込んでおります。

それで、この充当対象は、地域の実施計画に掲載されたということで、今から実施計画をつくります。で、それをもとにして、きょうお配りしたこの補正予算（第1号）ということになっております。

この表を見ていただきたいんですけども。この表の中で、予算額というのがあります。一番下の集計欄で見ていただきたいんですけども。予算額。先ほど御説明いたしましたように4億5,600万円余りということになりまして、国、県支出金の中に地域の元気臨時交付金5,615万円が含まれております。

で、町債は、いわゆる補正予算債ということなんですけれども、この補正予算債は、上から行きますと該当する起債は、過疎債等を充てております。で、周防大島町に、地域の元気臨時交付金がどの程度来るかということなんですけれども、約1億5,000万円程度を見込んでおります。これは、数字としてまだ国からは何も示されておられませんので。先ほど御説明しましたように、財政力指数によって若干変化があるということですので、その7割程度、7割弱を見込んで1億5,000万円程度と見込んでおります。そのうち、24年度には5,610万円を計上しておるといことになろうかと思ひます。

以上でございます。

それから、地域総合整備貸付金の件ですけれども、おかはら会に貸し付けております。今回補正をしていただきますと9,200万円ということになりますが、ことしの平成25年8月5日から償還が始まります。15年間の償還ということになっております。

以上でございます。財調の件は、財政課長のほうから答弁していただきます。

○議長（新山 玄雄君） 中村財政課長。

○財政課長（中村 満男君） 財政調整基金の増額8億円程度、これが24年度純粋な増額と考えてえかということだと思いますが、その見解でよろしいと思ひます。

○議長（新山 玄雄君） 西村健康福祉部長。

○健康福祉部長（西村 利雄君） 私のほうは32ページになろうかと思ひます。

延長保育促進事業補助金485万3,000円の減等でございます。これ、当初6園を見ておりました。1園が中止ということになりまして、1園減ということでございます。

それから、同じく32ページ、生活保護の扶助費でございます。昨年の4月、設置されまして167世帯の207人ございました。で、ことしの25年1月31日見込みで164世帯202人ということでございます。世帯数で3世帯減の、人員で5人の減ということによるものでございます。

特交については、財政課のほうでお願いいたします。

○財政課長（中村 満男君） 生活保護費の扶助費の関係だと思います。これにつきましては、歳出のほうの扶助は減額になっておりますけれども、歳入に当たります国庫の負担金のほうが、過年度の清算となりますので、そこが減ってきておりません。ということから、一般財源の減額が大きくなっておるところでございます。

で、人件費はということございましたが、この扶助費の中には人件費は入っておりません。はい。

○議長（新山 玄雄君） 西本産業建設部長。

○産業建設部長（西本 芳隆君） 最初は、漁港管理の施設管理関係でした。

1億円単位の補正という内容ですけれども、この主なあれは、漁港機能保全計画という形になります。これは、いわゆる長寿命化対策ということでございます。施設の老朽化度をまずは調査すると、機能診断する。それから、その診断の結果に基づいて、機能保全のための日常管理あるいは更新工事などの既存、機能の保全の計画を立てると。で、その機能保全計画に基づく、今度は保全工事を実施。そういう、今度は、いわゆる維持工事についての補助がつくというようなことになっておりますが、その前段としての調査事業が計上されておるわけでございます。

補助率は50%ということで、資料にもございますように、国の大型補正の前倒しという形です。で、三蒲、志佐、出井、それから前島、浮島、白木ということで、先ほど補足で説明したとおりでございます。

今年度白木地区をやったんですけれども、今後、25年以降には、本格的にほかの地域もやると、全地域をやるという予定でおります。

それから、中小企業小口資金貸付金のことでございますけれども、これは、借り入れがあった場合は、県、町と労働金庫が3分の1ずつ原資を出資いたします。それを労金へ預託するという形で、それで貸し付けが行われるということでございます。

減になった原因は、借り入れ者がなかったということでございます。それについては、借り入れるのが難しいんじゃないかという御指摘でございますが、基本的に個人補償だという形になりますので、今の時代なかなか難しい、その点があるのかなとは思いますが、今、国のほうでもいろいろ個人補償の問題ありますけれども、やはり一方では個人補償がなくなるとやっぱモラルも下がるという意見もございまして、なかなかその辺が難しいんじゃないかと思っております。ただ、借

りるのが難しいというのは、理由では個人補償があるからというところもあるかもしれませんが、その辺ちょっとはつきりは把握しておりません。

それから、道路橋りょう関係では、街灯の管理でございます。これも、街灯の老朽化点検を今度の大型補正で対応するものでございます。現在、約550棟の、町内で街灯を管理しております。そのうち、沖浦地区が非常に老朽化が進んでるということで、沖浦地区を中心とした老朽化の点検をしていきたいというふうに思っています。

以上でございます。46ページっていうのが、ちょっと私のほうの関係だったのでしょうか。

○議長（新山 玄雄君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 防火水槽の整備事業でございますが、かねてより要望の出ておりました志佐と外入地区を実施する予定にしております。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実際的に、まず第一点が、今回扶助費の中、いわゆる生保の関係の中で、実際的には特交等については実際的には触れておりません。いわゆる人件費にかかわる部分ね、いわゆる、それは補正部分しかわからんのか、それともですね、ほぼ確定の時期、特交がそろそろ入ってくる時期であります。

ほいでまた、特交っちゅうのは、昔から入る時期が基本的には12月、3月ぐらいですかね、ほいで3月過ぎてから入って「わからん」とか言うて、よく言われよりでしたが、実際的にはどうなのかという推定はつかんののかなというのが、質問の趣旨なんです。

実際的に、扶助費の部分で、実際的には人件費部分、今回補正はないけど、特交できちっと見てもらえるのか、どうなのか。計画上、当初計画と同様に、大体人件費の何%ぐらいが見てもらえる状況なんかね。それをきちっと報告、最後の補正ですから、一応は報告を求めておきたいというふうに思います。

それと併せて、先ほど聞きそびれたんですが、緊急通報システム、これがかなり金額ダウンしております。実際的には、要因としてはそれほど設置数がなかったと言や、それまでなんですが、実際的に何基ぐらい、当初、何基ぐらいを計画をして、それ以下の件で実際的には減額になっとるんだっちゅう、基数。数の上でどういうふうに捉えておるのかという報告も求めておきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 西村健康福祉部長。

○健康福祉部長（西村 利雄君） 30ページをお願いいたします。

14の使用料及び賃借料緊急システム使用料ということで161万3,000円の減ということでございます。当初、3,000台を見込んでおりましたが、実績見込みといたしまして

2,450台、550台の減ということでございます。それと、単価の減でございます。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 中村財政課長。

○財政課長（中村 満男君） 生活保護関係の特交の措置でございます。この特交は、12月交付されております。ただ、特交でございますので、内訳というのが詳細のものはございませんけれども、当初にお話ししたとおりの額は措置されておるということで結構です。

重ねて、人件費につきましても交付をされておるということで結構でございます。

○議長（新山 玄雄君） ええ。はい。ほかに質疑はありませんか。はい、吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 今回の補正は第5号ということで、5回目ということで、きょうは3月6日ということで最終になるわけですけども、その中で2億6,728万4,000円という大きな補正予算が組まれております。

大体、本来ならば、この3月の補正予算といえば、いろんな調整とか、人件費とか、いろんな関係で減額補正ということになると思うんですけども、今回はやっぱり2億6,728万4,000円ということで、大型補正予算ということになろうかと思っておりますけれども。この大きな要因は、町長からも施政方針の中で議案説明でもありましたように、日本経済再生に向けた緊急対策ということだと思っておりますけれども。

この補正の中で、先ほど聞き洩らしたかもわかりませんが、これと、これと、これが、この日本経済の再生、国のほうの「15カ月予算」ということで、恐らくこれは、予算は計上したけれども、繰越明許ということで新年度執行というようなことにはなろうかと思っております。そういうことをお尋ねいたします。

それともう一つは、ここで先ほど申し上げましたように、減額補正ということで、ほぼここで不要額が確定するのではないかと思いますよ。今の経済対策にかかわるところは別といたしましても、人件費等はもうほぼこれで確定と。で、もろもろで5月31日までは今年度予算は執行できますので、5月30日には確定するわけでありますので、確定して、恐らく不要額がでると思いますけれども。この不要額は、どのように取り扱う予定なのか、参考までに説明していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） はい。星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 今回の大型補正ですけれども、先ほど御説明申し上げましたように、お手元に日本経済再生に向けた緊急経済対策対応分ということで、4億5,600万円余りを今回の補正の中に入れております。それが、今回、3月補正の大きな補正の要因でございます。

それから、不要額がどの程度出るかということなんですけれども、現行で予算内で執行しよう

としていますので、その不要額が今幾ら出るかということは、想定はしておりません。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） はい、吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） いずれにいたしまして、不要額というのは出ると思いますので、その不要額の取り扱い、それをお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） はい。星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 決算認定を受けましたら、繰越金として予算を計上いたしまして、基金に積むなり、次年度への予算として活用するなり考えております。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） はい、吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） ちょっと説明がよくわからないところがたくさん多いので、私もこれ3回目になりましたから、ちょっとよう計画的に考えて、進めちょらんやったですから。

一応、不要額は当然出ます。出ますけれども、その不要額は繰越金になるのは当たり前で、その繰越金になって、要は基金に積み立てるんでしょう。大幅な金額は。それで、さっき広田議員さんも質問されて、財政調整基金のお話もありましたけれども、さっき予算の概要説明の中に財政調整基金、今年度は財政調整基金を2億七千何ぼも崩さなければ予算が組めない。ほんとに厳しい状況下に入っていると。それまでは、合併当時16年11月1日以降は6億何ぼしかなかった財政調整基金が、議員の皆さん方を初め、固まって約30億円積み上げてきてると。それを、また今後、予算を崩し、崩しやっていくというのも、これは町財政の乏しい周防大島町としてはやむを得ないと思いますけども、それはさておきまして、その基金の状況を見ますと、25年度中に積み立て見込み額は50万4,000円というふうに書いておられたんです。間違いがあったら言うていただきたいと思います。

その辺のところ、実際にまだ不要額が幾ら出る、そういうこともまだ計算に、頭に置いてないで、予算が組めるっていうのは、さすがだなと思います。

○議長（新山 玄雄君） はい。暫時休憩します。

午前11時41分休憩

.....

午前11時42分再開

○議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 予算でございますので、単年度の決算をするわけでございますから、当然その不用額は出てまいります。ただ、今3月のこの時点で詳細にゼロ決算に近いような形というのはなかなか難しいということでございます。3月が決算でございますが、しかしながら、

5月まで出納閉鎖期もありますし、当然その間に精査するわけでございます。その中で予算が不足しないような形で、今回の減額補正をやってるわけでございますから、例年から見ますと相当数の、相当な額の決算剰余金というのが出てくるというふうに思っております。決算剰余金はどうするのかということでございますが、先ほど総務部長が答弁しましたとおりでございます、決算剰余金は決算認定を受けた後に、大体、周防大島町でいえば9月の定例会で、その決算の剰余金を補正予算に計上するという形になります。その後はどうするのかということでございますが、9月の時点での、例えば、補正予算等ありましたら、その財源に充当するというのもございますし、また、そういう財源が不用であれば、当然、基金に積み立てるといことになります。今、当初予算で2億7,000万円の基金の取り崩しをとということの御心配の声ございました。この数年間は、基金の取り崩しをしない状態で、当初予算を策定、編成するという形が続いておりましたので、そういう意味で言えば、若干ちょっと基金を取り崩した状態になっておりますが、しかしながら、今の私たちのもくろみと言いますか、目算では、当然その25年度の基金の取り崩しについては、早晩その取り崩しを戻すと、言葉で言うたらどういいますか、取り崩しを減額すると、取り崩しを減額するということは、取り崩さないということになりますし、さらにまた25年度中には、今申し上げました決算の剰余金等含めて、基金についで回していくということを考えておるわけでございまして、今現在は36億円余りの財政調整基金がございまして、それが約33億円ぐらいに当初予算で、予算上ではそうなりますが、しかしながら、25年度もさらにまた取り崩しを減額し、さらにまた積み立てるといけるような財政運営をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は会期中の次の本会議といたします。

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

日程第13. 議案第14号

日程第14. 議案第15号

日程第15. 議案第16号

日程第16. 議案第17号

日程第17. 議案第18号

○議長（新山 玄雄君） 日程第11、議案第12号平成24年度周防大島町国民健康保険事業特

別会計補正予算（第3号）から日程第17、議案第18号平成24年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの7議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。西村健康福祉部長。

○健康福祉部長（西村 利雄君） それでは、議案12号から14号の補足説明をさせていただきます。

55ページをお願いします。

議案第12号平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正の主なものは、歳入においては、療養給費国庫負担金の減額、財政調整交付金の増額、高額共同事業国・県負担金の増額、共同事業交付金の調整、一般会計繰入金の追加であります。

また、歳出においては、人件費の増加、決算見込みに伴う保険給付費の減額、共同事業拠出金の調整、特定健診事業費の追加が主なものであります。

それでは、本文の第1号において、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれに398万円を減額し、総額を36億8,577万1,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書の61ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金1項1目の療養給付費負担金を交付申請額に合わせ、695万9,000円減額し、2目の高額医療費共同事業負担金を実績により56万6,000円増額いたします。

2項1目の財政調整交付金は、普通調整交付金を164万9,000円減額し、特別調整交付金を653万8,000円増額いたします。

6款県支出金1項1目の高額医療費共同事業負担金は、実績により国費と同じく56万6,000円増額いたします。

62ページをお願いいたします。

7款共同事業交付金1項1目の高額医療費共同事業交付金は、実績により524万6,000円の増額、2目の保険財政共同安定化事業交付金も実績により879万9,000円を減額いたします。

8款財産収入1項1目の利子及び配当金は、国民健康保険基金利子の減により1万9,000円増額いたします。

9款繰入金1項1目の一般会計繰入金は、3節の職員給与費等繰入金を49万2,000円増額いたします。

次に63ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明いたします。

1 款総務費 1 項 1 目の一般管理費は、人件費の 4 4 万 6, 0 0 0 円増額いたします。

2 款保険給付費 1 項 1 目の一般被保険者療養給付費を決算見込みから 1, 0 0 0 万円減額いたします。

3 款の後期高齢者支援金等及び 6 4 ページ 6 款の介護納付金は、財源調整であります。

7 款共同事業拠出金 1 項 1 目高額医療費拠出金は、拠出額確定により 2 2 6 万 7, 0 0 0 円を増額し、3 目保険財政共同安定化事業拠出金も拠出額確定により 5 5 4 万 7, 0 0 0 円を減額いたします。

8 款保険事業費 1 項 1 目の特定健康診査等事業費は、集団健診の減及び個別健診の増に対応し、委託料等を 2 2 9 万 7, 0 0 0 円増額いたします。

6 5 ページの 9 款基金積立金は、基金利子分を 1 万 9, 0 0 0 円追加計上しております。

1 1 款繰出金は、国庫特別調整交付金による町立病院の運営に関する特別な運用等によりトンネル分として、6 5 3 万 8, 0 0 0 円を増額いたします。

以上が、議案第 1 2 号平成 2 4 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についての概要でございます。

次に、6 7 ページをお願いいたします。

議案第 1 3 号平成 2 4 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正の主なものは、歳入においては、保険料の減額及び繰入金の減額、歳出においては、職員人件費の増額、一般管理費の減額及び後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものであります。

それでは本文の第 1 条において、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれに 1, 1 9 2 万 2, 0 0 0 円を減額し、総額を 4 億 2, 4 4 8 万円とするものでございます。

次に、事項別明細書の 7 3 ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料は、1 項 1 目の特別徴収保険料を決算見込みにより 2 3 4 万 5, 0 0 0 円減額いたします。

3 款繰入金 1 項 1 目の事務費繰入金を、決算見込みにより 1 8 6 万 9, 0 0 0 円減額し、2 目の保険基盤安定繰入金を実績により 7 7 0 万 8, 0 0 0 円減額いたします。

次に 7 4 ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明いたします。

1 款総務費 1 項 1 目の一般管理費は、職員人件費の増額及びシステム端末更新に伴う入札減に

より備品購入費を減額し、合計で46万8,000円減額いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、事務費負担金、保険基盤安定負担金及び保険料の合計で1,145万4,000円減額するものであります。

以上が、議案第13号平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

次に、75ページをお願いします。

議案第14号平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正は、平成24年3月から11月までの介護サービス利用実績から推計いたしました、年間の介護給付費の減額に伴う調整が主なものとなっております。

それでは本文で、既定の歳入歳出予算の総額から6,291万円を減額し、総額を33億1,163万5,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書の81ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1款の保険料は、特別徴収保険料を1,247万7,000円減額、普通徴収保険料を860万9,000円増額いたしまして、合計で386万8,000円減額いたします。

3款1項1目の介護給付費負担金は、保険給付費の減額に伴い、753万6,000円減額いたします。

2項1目の調整交付金は、見込みにより1,977万8,000円減額、2目の地域支援事業交付金は、事業実績の見込みにより24万3,000円減額いたします。

82ページをお願いいたします。

4款1項1目の介護給付費交付金は、保険給付費の減額に伴い、1,322万8,000円減額し、2目の地域支援事業交付金は、実績見込みにより74万1,000円減額いたします。

5款1項1目の介護給付費負担金は、保険給付費の減額に伴い、728万9,000円減額し、2項1目の地域支援事業交付金は、事業実績の見込みにより12万2,000円減額いたします。

83ページの6款1項1目の介護給付費繰入金は、保険給付費の減少により570万2,000円減額し、2目の地域支援事業繰入金は、事業実績の見込みにより12万2,000円減額、3目のその他一般会計繰入金は、財源調整により428万5,000円減額いたします。

8款諸収入1項1目の延滞金は、実績により4,000円追加計上いたします。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

84ページをお願いいたします。

1款総務費につきましては、3項1目の介護認定審査会費で、介護認定審査会の開催日数の減

等により284万6,000円の減額補正が主なものでございます。

85ページの2款1項1目の介護サービス等給付費では、実績見込みにより6,248万円減額いたします。

次のページの2目の介護予防サービス等給付費では、1,621万6,000円増額いたします。

87ページの3項1目の高額介護サービス費では299万6,000円、2目高額介護予防サービス費では38万9,000円、それぞれ実績見込みにより増額いたします。

4項1目の高額医療合算介護サービス費では、416万2,000円増額いたします。

5項1目の特定入所者介護サービス費では653万2,000円。

次のページの2目の特定入所者介護予防サービス費では36万8,000円、それぞれ実績見込みにより減額いたします。

3款1項1目の介護給付費準備基金積立金は、調整交付金等の減額により、1,149万7,000円の減額となります。

4款1項1目の二次予防事業の259万1,000円の減額につきましては、二次予防把握事業の結果通知等の郵送料の減と通所介護予防事業の利用者等の減によるものでございます。

89ページの2目の一次予防事業では、認知症予防自主グループの活動実施の減により、10万円減額いたします。

2項2目の任意事業では、家族介護用品支給利用者の増等により、32万5,000円増額いたします。

90ページをお願いいたします。

5款1項1目の介護予防支援事業は、臨時職員の出務日数の減により、164万5,000円減額いたします。

7款1項1目の償還金は、地域支援事業の過年度精算による、国、県への返還金15万4,000円を追加計上いたしております。

以上が、議案第14号平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（新山 玄雄君） 暫時休憩をいたします。

午前11時58分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

続いて補足説明を求めます。松井環境生活部長。

○環境生活部長（松井 秀文君） 説明をさせていただきます。

私からは、議案第15号平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）から議案第17号平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）までについて、補足説明させていただきます。

補正予算綴りの91ページをお願いいたします。

議案第15号平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、第1条のとおり既定の歳入歳出予算の総額に338万1,000円を追加し、予算の総額を8億6,710万5,000円とするものであります。

事項別明細書97ページをお願いいたします。

歳入についてであります。

1款分担金及び負担金1目加入負担金、39万9,000円の増額及び2款使用料及び手数料1目給水使用料につきましても、現時点までの状況から911万円の増額計上でございます。

3款繰入金につきましては、一般会計から628万4,000円減額での財源調整でございます。

98ページ歳出についてであります。

1款簡易水道費1項事務費1目総務費は、職員人件費の基礎年金負担率の変更にとまなう共済費の調整より、48万3,000円の増額補正となっております。

2項事業費1目維持管理費は、東和地区2カ所の簡易水道なんですが、滅菌機の故障のため部品の取りかえ修理に要する費用289万8,000円の増額補正を計上しております。

次に、議案第16号平成24年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書の99ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から8,259万5,000円を減額し、予算の総額を3億8,758万2,000円とすると共に、2条において、地方債の補正を行うものであります。

事項別明細書107ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金1目公共下水道事業費分担金は、全期前納者の増による317万7,000円の増額計上、2款使用料及び手数料1目公共下水道使用料につきましても、下水道接続者（利用者）の増によるものです。

3款国庫支出金は、安下庄処理区の特定環境保全公共下水道事業の全完成に伴う事業費（補助

金額)の確定による減額であります。一般会計からの繰入金を2,454万9,000円減額し、財源調整を行ったところでございます。

108ページ、5款諸収入の汚水処理費負担金は秋地区農業集落排水処理区からの汚水処理を安下庄浄化センターで行っており、安下庄処理区供用部分の維持管理費実績及び流入量により減額となっております。

6款町債につきましては、事業費の確定に伴う調整であります。

109ページから歳出になります。

1款公共下水費1項事務費につきましては、職員人件費の調整及び分担金の全期前納者がふえたことによる報償費の追加でございます。委託料につきましては、久賀・大島下水道認可設計業務を精算し、その見込み額により減額しております。

2項事業費1目維持管理費につきましては、下水道台帳作成業務の精算による減額でございます。

2目公共下水道事業費につきましては、職員人件費の調整及び安下庄地区公共下水道補助事業費の確定によるものであります。

110ページ、2款公債費は、償還利息の確定による減額であります。

続きまして議案第17号は、平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

111ページになります。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、規定の歳入歳出予算の総額から448万5,000円を減額し、予算の総額を3億3,000万円とするとともに、2条において、地方債の補正をおこなうものであります。

事項別明細書の119ページをお願いいたします。

歳入からになります。

1款の分担金及び負担金1目農業集落排水事業費分担金につきましては、やはり公共下水と同じく全期前納者の増による141万2,000円の増額計上であります。

2款使用料及び手数料1目農業集落排水使用料につきましても、現時点の状況から161万7,000円の増額補正でございます。

3款繰入金につきましては、471万4,000円減額での財源調整でございます。

5款町債につきましては、秋地区マンホールポンプ設置における河川横断箇所 の 県砂防工事の進捗の遅れにより調整がつかなかったための減額補正であります。

121ページをお願いいたします。

歳出についてであります。

1 款農業集落排水費 1 項総務管理費につきましても、職員人件費の調整及び前納者報償金の増額計上であります。

2 項事業費 1 目維持管理費につきましては、秋地区汚水処理負担金の精算による減額でございます。

2 目農業集落排水事業費・設備経費は、歳入のところでも申し上げましたが、県砂防工事の進捗の遅れにより、秋マンホールポンプ設置工事順延に伴う工事請負費 3 7 8 万円の減額であります。

1 2 2 ページ、2 款公債費は、償還利息の確定による減額補正であります。

以上が、議案第 1 5 号から議案第 1 7 号まで、環境生活部所管の各特別会計補正予算の概要であります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

○議長（新山 玄雄君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 議案第 1 8 号平成 2 4 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）について補足説明をいたします。

特別会計補正予算書 1 2 3 ページをお願いいたします。

第 1 条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、3 3 万 5, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 7, 7 7 6 万 7, 0 0 0 円とするものであります。

それでは、事項別明細書 1 2 9 ページをお開きください。

まず歳入からであります。

3 款県支出金は、航路補助金の確定により、5 3 万 9, 0 0 0 円の増額補正であります。

4 款繰入金は、歳入の増額により一般会計からの繰入金を 2 0 万 4, 0 0 0 円減額するものであります。

次に 1 3 0 ページ、歳出でございます。

1 款事業費 1 項事務費並びに 2 項事業費 1 目前島航路運航費及び 3 目浮島航路運航費はともに、職員人件費の調整による増額補正となっております。

以上が、議案第 1 8 号平成 2 4 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第 1 2 号平成 2 4 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議案第13号平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議案第14号平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 介護保険関係ですが、今回の補正はいわゆる事業量の減に基づく補正ということで上がるとの思うんですが、実際的に今回その他一般会計繰入金を428万5,000円減額するというので、今までどおり私の解釈と、皆さん方の解釈が違うわけなんです。実際的に基金のほう、いわゆる介護保険関係の基金のことが不可能なのかどうなののかについて聞いておきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 西村健康福祉部長。

○健康福祉部長（西村 利雄君） 基金残高でよろしいのでしょうか。24年度の基金残高で申し上げますと、3,455万6,106円ということで見込みを立てております。

以上であります。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 言いますのが、積立金、介護給付費準備基金というのが、1,149万7,000円減額ということと合わせて、今最初に聞いた一般会計に繰戻すのではなく、例えば基金に留め置くことはできないのかということで質問しよるわけです。その点で町長のほうの考え方、これ町長になると思うんですが、聞いておきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 中村財政課長。

○財政課長（中村 満男君） これは、給付費の減額になっておりますので、それに伴う負担割合が決まっております。ですから、市町村が負担する金額というのも決まっておりますから、それは繰入金で調整するしかないということでございます。基金には積めないということです。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実は、5期改正のときに実際的には負担増だったということで、実際的には介護保険料をどうにか下げられないかという議論をしてきました。それで実際的には、最少補正になったということで、実際ルール分だからということで、実際的には返さんにやいけんという言い方をしておりました。それで、実際的に今回その他分として、ちょっと正確な数字を言いますと、減額が428万5,000円減額ということなんです。実際的にその他分なら、入れとっていいんじゃないかという考え方なんです。

それともう1つは、最初言いましたような先ほど部長が答弁されましたような、3,400万

円余り、それが今度は1,100万円ぐらいが減額になるわけです。準備基金のほうは。準備基金が、介護給付費準備基金積立金として、先ほど部長が答弁した部分じゃと思うんですが、これらもきちっと基金に積み立てておくことができないのかということなんです。その点で、再質問しておきたいとルール分だからというんじゃなしに、実際的にはここに積み立てておくことが不可能なんか。不可能としたらどういう理由があるのかということ聞いておるんです。最初の分と合わせて答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 西村健康福祉部長。

○健康福祉部長（西村 利雄君） 準備基金の残高を保険料の軽減に充当できないかということの解釈でよろしいですか。介護保険は3年間の一応計画ということでございます。計画期間が3年間ということです。その期間を通じて、同一の保険料を介護サービスの見込み料に見合せて設定するという、中期財政運営方式で計画しております。介護給付費が総じて、増加傾向にあることから計画期間の初年度、いわゆる平成24年度であります。一定程度の剰余金が生じることを見込んでおります。このことにより、平成24年度末の基金残高で、先ほど申し上げました3,455万7,000円ということになります。この基金の残高は今後における介護給付費の増加に伴う財源に充当するということとしております。第5期の介護保険事業計画におきましては、基金残高が生じることとなった場合には、次期介護保険事業計画の策定において、保険料の軽減財源として充当するということとしております。よろしく願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようでありますので質疑を終結いたします。

議案第15号平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第16号平成24年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第17号平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第18号平成24年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、日程第11、議案第12号から日程第17、議案第18号までの7議案の質疑を終結します。討論、採決は会期中の次の本会議といたします。

日程第18. 議案第19号

○議長（新山 玄雄君） 日程第18、議案第19号平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第19号平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

この予算は、12月に実績に基づきまして算出し、第2条の業務量では病院患者数は入院・外来ともに減少、介護老人保健施設利用者は、さざなみ苑の入所者は増加を、やすらぎ苑の入所者数及び次の2ページにありますやすらぎ苑・さざなみ苑の通所者は減少を見込んでおります。それに伴いまして、1日の平均患者数を補正しております。大島看護専門学校の学生数は111名となり8名の減少を見込んでおります。

主要な建設改良事業の病院改築事業は、東和病院につきましては、東棟改築（耐震工事）の年割額の変更により、2億4,706万7,000円を減額補正し、大島病院につきましては、事業完成に伴います不用額21万円減額補正し、医療機器器具及び備品購入は、入札減や購入中止により合計で1億1,485万6,000円を減額補正しております。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、12月末までの実績に基づきまして算出し、次の4ページにあります収入合計で46億6,041万8,000円、支出合計で46億6,008万8,000円を見込んでおります。

また、医療の確保事業として就学資金貸し付けや特殊診療科の確保のために借り入れる過疎債につきまして、なお書きで追記しております。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては、東和病院の企業債は過疎ソフト事業分の減額、機械備品の入札減や東棟改築（耐震工事）の年割額の変更に伴いまして、4億6,220万円減額補正し、支出金は東棟改築（耐震工事）に対する医療施設耐震化臨時特

例交付金及び設備に対する国庫補助金として621万5,000円増額補正し、固定資産売却代金は基金の取り崩しとして3億140万円増額補正しております。

橋病院の企業債、3,520万円及び大島病院の企業債6,060万円の減額補正は、過疎ソフト事業分の減額、機械備品の入札減によるものです。

次に、6ページをお願いいたします。

支出のうち建設改良費につきましては、先ほど収入のところでも申し上げました入札減や年割額の変更に伴いまして、合計で3億6,213万3,000円減額補正しております。

第5条の継続費につきましては、事業の進捗状況に伴いまして、年割額の変更をし、平成25年度に実施予定の電子カルテを整備するためのネットワーク配線の追加工事分といたしまして、6,468万円総額を増額しております。

次に、7ページをお願いいたします。

第6条の企業債につきましては、入札減等の支出額の確定に基づきまして、3億7,500万円を減額補正しております。

第7条の議会議決を経なければ流用することができない経費でございますが、職員退職等により給与費を1,233万8,000円減額補正しております。

次に8ページをお願いいたします。

第8条の他会計からの補助金でございますが、交付税額の確定に伴いまして、1,262万2,000円増額補正しております。

第9条のたな卸資産購入限度額につきましては、病院患者数の減少に伴う減額でございます。

第10条の重要な資産の処分につきましては、東和病院の医師住宅を追加しております。

附属資料といたしまして9ページ以降に、補正予算に関する説明書を添付してございます。

なお、当年度純利益は、36ページの平成24年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり、5,447万1,000円の赤字を見込んでおります。

以上が、平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御既決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず1点が、4条に係わるいわゆる年次割額の変更ということがあります。実際的に年次割、3年間で総事業費が18億1,700万円ということになりますが、新たに生じた増額分について。どういう金額にあたるのかというのが、25年度分が3億1,700万円の予定が4億5,000万円と、それで24年度分は同額と、当然済んだ23年度

分も同額ということですが、新たに発生する工事の内容について聞いておきたい。これが1つです。

もう一つは、5条で給与費の変更が5,186万1,000円あります。これが、不用額として計上されておりますが、実際的に今現在のいわゆる医師看護師、技師等、実際的な職員状況について総括表でいくと、非常にわかりにくい部分があるので、実際的には動向、いわゆる医師看護師等については基準がありますが、それ以外については基準がないという部分があるので、実際的な減額の状況、減額の報告を受けておきたいというふうに思います。

それと、30ページ、28ページ、いわゆる貸借対照表であります。この部分も毎回、施設整備基金、現金預金が大幅に動いたとき、また企業債の新たなソフト部分とか、中身についても報告を求めたいというふうに思います。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 村岡公営企業局財政課長。

○公営企業局財政課長（村岡 宏章君） 広田議員の質問にお答えいたします。

最初のまず1点、東和病院の継続費の件になりますが、今回補正しております6,468万円分については、全てネットワークの構築関係の工事となりますので、25年度の工事を予定しております。

それともう一つ、3点目の貸借対照表の動いた点ということになりますが、今回は特に大きなものとしましては、医療機器関係の入札減に伴います4条予算の減額等を行っておりますので、医療機器が大きく動いております。また、その部分が現金がふえているという状況になっております。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 藤田公営企業局総務課長。

○公営企業局総務課長（藤田 隆宏君） 職員の人員基準ということでございますけれど、現在医療法に伴う基準というのは、医師、これは患者様に何人に対する何名というのと、看護師さんが同じく患者数に対する人数、薬剤師は処方数に対する人数という人員がございまして、あとの栄養士、検査技師、レントゲン技師等につきまして、医療法の定めというのはございません。

もう1点が、入院患者数等に対する基準看護、これは診療報酬の収入になります。そちらのほうの基準で今現在、医療法はクリアしておりますけれど、大島病院の療養病床が60床が今、50床しか稼働できないということで、看護助手と看護師数が若干足りない。法律的には十分、充足はされております。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（４番 広田 清晴君） 再質問であります、実際的には、療養病床60があります。そのうち10落として实际的に50で、計画してるということでもあります。そのときが、看護助手さん及び看護師さん等が足りないのではないのかということで議論しました。そのときに、实际的に今必要性がかなりあるというのは、企業局もわかってると思うんですよ。实际的に60あるところに、できるだけ58近くいけば、当然収益的収入、支出も変わってきますが、実際そこにかかないのがいわゆる補正時点で实际的には全対数としての、法律的には足りちよるが、いわゆる实际的にいろいろ労働条件にかかわる部分等考えたら、实际的には50で言って、マイナス1か2ちゅう格好で流れていかざるを得んんじゃないかと。そういうときに、実数ですよ。例えば、法的にはクリアとしても実数としては不足しちよるんじゃないかという思いがしよるわけです。大島病院の療養病床部分についてね。ほいでまた、その部分をきちっと、例えば市民の必要性があって、实际的には、ここにできることなら入っていただきたい対象者がまだまだかなりおるんじゃないかというふうに私はみておりますが、その辺を含めて、実態的な、例えば今は50で足りちよる、足りちよるっていうが、实际的には60に換算したらどういふふうな不足になるのかというのも含めて、实际的に答弁を求めておきたいというのが1つ。

それと、实际的に、医療職場というのは、かつて議論したことがあるんですが、働くものとしては非常に働きにくい職場になっているということで、今、課長が答弁したような段階では、かつてはですね、比較したとき、例えば年休比較をしたとき、周防大島町全体と、实际的にはですね、今回の補正がありますが、それを比較したときに年休でもかなり差があるというのが、見受けられるのではないかと考えております。今回の補正でますます取りにくくなるんじゃないかなというふうに思っておりますので、実際報告を求めておきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 藤田公営企業局総務課長。

○公営企業局総務課長（藤田 隆宏君） 現在、大島病院の療養病棟に関しましては、看護師が2名、看護助手が2名、計4名が今不足している状況でございます。採用に向けて、管理者を初め全職員一生懸命やっております。

それと、年休の消化率でございますけれど、一応、施設別というか、職種別でよろしゅうございますか。公営企業局で行政職、これは事務職員ですが、1人当たり6.6日の消化率が16.9%、医療職1、医師ですけれど、これが5.6日の17.4%、医療職2、これは薬剤師を初め医療技術員ですが7.4日の19.1%、医療職3、これは看護師ですが、8.5日の23.5%、現業職これは看護助手、介護福祉士等ですが、8.6日の24.3%、教育職これは看護学校の教員になりますが、5.3日の14.9%で、全職員で平均が6.7日の18.4%の年休取得率となっております。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） ないようであります。質疑なしと認め、質疑を終結します。討論、採決は会期中の次の本会議といたします。

日程第19. 議案第20号

○議長（新山 玄雄君） 日程第19、周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第20号の専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの11ページをごらんいただきたいと思います。

従前より、周防大島町の学童健診において発達遅延の小児が見受けられることから、当局において専門外来を開設してほしいとの要望がありました。専門診療科のため、鼓ヶ浦子供医療福祉センター副院長の市山高志先生にお願いしたところ、2月より月2回の外来診療の快諾を得ました。東和・大島病院と調整の上、診察室等を整備し山口県知事に開設許可事項の変更願いを提出し許可が下りましたのが平成25年1月22日であり、2月8日診療開始まで日程的に議会を開催し、御議決いただく暇がありませんでしたので専決処分とさせていただきました。

なお、第2金曜日は東和病院、第4金曜日は大島病院で診療し、診療科名は発達小児科で専門外来のため予約制としております。

慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 専決の理由として、実際的にはいわゆる議会を開く暇がなかったということでもあります。できれば新たに発達小児科を加えると、月2回、東和と大島でやるということなんですが、近隣の状況等についてね、実際的にこの点での状況等をどのようにつかんでいるのかということが1つ。

それと、もう1つが、住民の要求が多いのは、いわゆる発達小児科だけではなく、実際的には、小児科対応できないのかということのも、企業局のほうには届いておるとおもいますが、ある意味間口を広げることになる不安もあるかわかりませんが、実際的にはどういう状況なのかということを書いておきたいというふうに思います。予算は、新年度予算になると思いますが、よろしく。

○議長（新山 玄雄君） 藤田公営企業局総務課長。

○公営企業局総務課長（藤田 隆宏君） 私のほうは、近隣の発達小児科の状況につきまして、この県東部につきましては、周南市のふじわら医院とお願いしました周南市の同じく鼓ヶ浦子供医療福祉センター、それと岩国市の医師会病院で、山口市ののののはなクリニックの計4カ所でございます。遠いということで依頼がありました。

○議長（新山 玄雄君） 石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 小児科の一般小児科につきましては、私どもも本当に開設したいところなんです、あちこちとか主に山口大学にお願いしてるんですが、現状やはり昔と違って、小児科を1人で出すということは、ほとんど不可能だということで最低2名以上で、しかもそれだけ出すとちょっと周防大島までは届かない。周東病院ですら、ようやく2名が確保できている状況です。なぜ小児科が1名では無理かという言いますと、やはり病気もものすごくいろいろわかってきてますし、急患もおりますし、1人ですと365日24時間、1人対応ではほとんど無理だということで、全国的に1人小児科というのはないということです、私たちも小児科、欲しいところですが現状ではちょっと無理ということで、特に今回は発達小児科という専門的なものです。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立による採決を行います。

議案第20号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第20. 議案第21号

日程第21. 議案第22号

日程第22. 議案第23号

日程第23. 議案第24号

日程第24. 議案第25号

日程第25. 議案第26号

○議長（新山 玄雄君） 日程第20、議案第21号周防大島町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてから日程第25、議案第26号周防大島町営住宅及び一般住宅等の整備基準を定める条例の制定についてまでの6議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第21号から議案第26号につきまして、一括で補足説明をさせていただきます。

議案第21号は、周防大島町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございます。

現在、東南アジアを中心に、高病原性インフルエンザの鳥から人への感染が散発しており、今後、ウイルスが変異して人から人への感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念されております。

平成21年に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、新たな感染症発生時における対策の実効性を確保するため、新型インフルエンザ特別措置法が昨年5月に公布され、今春施行されることになっております。

法律の施行に伴い、緊急事態宣言が発令されたときは、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどるため、町は直ちに対策本部を設置しなければならないとされており、対策本部に関し必要な事項は、町の条例で定める事とされております。

このため、新型インフルエンザ等対策本部設置に関する条例を制定し、新型インフルエンザ等に対し、迅速かつ適切に対応できるよう体制を整備するものでございます。条文の内容につきましては、第1条は本条例の目的を定めております。第2条におきまして、対策本部長等、対策本部の組織について、第3条におきまして会議の招集等について規定し、第4条では部の設置について規定しており、第5条ではその他事項の決定について規定しております。

なおこの条例は、新型インフルエンザ等特別措置法の施行の日から施行することとしております。

次に、議案第22号は、周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、「地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、老人福祉法、介護保険法等が改正され、これまで厚生労働省で定められておりました介護施設等の基準が、都道府県または市町村の条例で定めることとされたことに伴い、町に指定の権限があります指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスについての基準を整備するため提案するもので、本議案は、このうち要介護者に対して提供される指定地域密着型サービスについての基準を整備するものでございます。

それでは、条例案の概要につきまして、順を追って御説明いたします。

本条例は、67条からなるもので、第1条から第4条までは、総則として本条例の趣旨や事業者の要件及び一般原則を想定し、第5条以降は、地域密着型サービスごとの基準を規定しております。

第5条から12条までは、指定定期巡回・随時対応型訪問看護について、第13条から17条までは、指定夜間対応型訪問看護について、第18条から25条までは、指定認知症対応型通所介護について、第26条から33条までは、指定小規模多機能型居宅介護について、第34条から40条までは、指定認知症対応型共同生活介護について、第41条から47条までは、指定地域密着型特定施設入居者生活介護について、第48条から55条までは、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、第56条から60条までは、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、第61条から66条までは、指定複合型サービスについての基準等をそれぞれ規定しており、第67条で規則への委任について定めております。

基準の策定に当たりましては、基本的には更生労働省令で定められた施設基準等と同じ内容としておりますが、施設等の非常災害対策につきましては、山口県の定める条例との整合を図り、防災計画の策定及び見直し並びに緊急時の安全確保のための体制整備についての規定を加えております。

なお、附則において施行期日を平成25年4月1日としております。

続いて、議案第23号は、周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、先ほど御説明申し上げました議案第22号と同様、「地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、町の条例で定めることとなりました。町に指定の権限があります指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスのうち、要支援者に対して提供される指定地域密着型介護予防サービスについての基準を整備するものでございます。

それでは、条例案の概要につきまして、順を追って御説明いたします。

本条例は、31条からなるもので、第1条から4条までは、総則として本条例の趣旨や事業者の要件及び一般原則を規定し、第5条以降は、地域密着型介護予防サービスごとの基準を規定しております。

第5条から15条までは、指定介護予防認知症対応型通所介護について、第16条から23条までは、指定介護予防小規模多機能型居宅介護について、第24条から30条までは、指定介護予防認知症対応型共同生活介護についての基準等をそれぞれ規定しており、第31条で規則への委任について定めております。

基準の策定に当たりましては、基本的には更生労働省令で定められた施設基準等と同じ内容としておりますが、施設等の非常災害対策につきましては、山口県の定める条例との整合を図り、防災計画の策定及び見直し並びに緊急時の安全確保のための体制整備についての規定を加えております。

なお、附則において施行期日を平成25年4月1日としております。

続いて議案第24号は、周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地域主権第2次一括法案による水道法の一部改正により、水道の布設工事監督者を配置する対象工事に関しては、地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限るとされ、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関しては、同法施行令で定める資格を参酌して、条例で定めることとなりました。

条例の主な内容につきましては、本条第1条ではこの条例の「目的」を、第2条では「布設工事監督者を配置する工事」を、第3条及び第4条では「布設工事監督者及び水道技術管理者の資格」について、それぞれ定めようとするものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

続いて、議案第25号は、周防大島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてでございます。

本条例は、「地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による、道路法の一部改正に伴い、平成25年3月31日までに、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準等について、道路構造令を参酌し、道路管理者である地方公共団体が条例で定めることとなりました。

町道の技術的基準については、道路構造令で定める国の参酌基準どおりとし、条例委任項目となっていない「設計車両、建築限界及び橋・高架の道路の自動車荷重」の条件は、従来どおり政令で規定されるため定めておりません。

県では、既に道路の構造の技術的基準等を定める条例、道路の構造の技術的基準を定める規則及び道路認識の寸法を定める規則を定めており、町道も県内の国道・県道と密接な関係があることから、基本的には県に準じて条例・規則を定めているところでございます。

条例の内容でございますが、まず第1条で本条例の趣旨について定めております。第2条に道路の構造の技術的基準についての項目を定めており、高速道路や自動車専用道路また鉄道敷きに関する項目等、本町に該当しない項目については削除し規則で定めることとしております。第3条は沿道区域の指定の範囲の基準を定めております。第4条は道路標識の寸法については規則で定めることとしております。

なお、この条例は交付の日から施行することとしております。

最後に議案第26号は、周防大島町営住宅及び一般住宅等の整備基準を定める条例の制定についてでございます。

本案は、地域主権第1次一括法案による公営住宅法の一部改正により、町営住宅及び一般住宅等の整備基準について、国土交通省令で定める公営住宅等整備基準を参酌して、条例で定めることとなりました。

条例の主な内容につきましては、敷地の基準として「位置の選定、敷地の安全」、町営住宅等の基準として「住棟、住宅、住戸、共用部分、附帯施設」、共同施設の基準として「児童遊園、集会所、広場、緑地、通路」を定めようとするものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上が、議案第21号から議案26号までの、補足説明でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第21号周防大島町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議案第22号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第23号周防大島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第24号周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、質疑はありますか。平川議員。

○議員（15番 平川 敏郎君） 15番、平川です。この条例ですが第3条ですか、布設工事監督者の資格と、第4条の水道技術管理者の資格、同様にお聞きしたいんですが。

第3条において布設工事監督者の資格を示しておりますが、1号から8号において経験年数及び専門資格合格後、経験月数が示されております。本町にはそういった今現在該当者が何人いる

のかと。それとまたこういった資格を取るための研修会等での職員育成がされているのかと。

それともう一点ですが、今の3条の9号の中に、町長が1号から8号のものと同様以上の技能を有すると認めるとはどのようなものを示すのか。

以上3点についてお尋ねします。

○議長（新山 玄雄君） 松井環境生活部長。

○環境生活部長（松井 秀文君） 町全体の職員の把握はしておりません。現状の職員のほうで説明をさせていただきたいと思います。布設工事監督者については、今の職員数、担当者を班長を含め5人体制で作業をしていますが、その資格を有する人は4名です。

それと、水道技術管理者であります。現在、部長級、課長級を含めて今現在、私が担当をしておるといふ現状であります。

以上であります。

○議長（新山 玄雄君） 松井環境生活部長。

○環境生活部長（松井 秀文君） 監督者の同等以上の範囲ということですが、これにつきましては1年か半年でも実務経験を現場で有している人を示すものと思っております。それと、水道技術管理者についても同じく最低でも半年から1年以上の現場での実務経験を有する人を示していると感じております。

○議長（新山 玄雄君） 平川議員。

○議員（15番 平川 敏郎君） 1点答えてもらってないんですが、研修会等で職員育成をされているのかと。

それともう一点、今部長おっしゃって、第4条のほうですが「水道技術管理者の資格は私1人」ということでございます。失礼な話ですがこの3月には勇退されるということでございますが、そういったときは町長がその管理者になるんですか。

ちょっとその2点をお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 松井環境生活部長。

○環境生活部長（松井 秀文君） 実際に班長以上の職員で水道技術管理者の登録を取っておる職員については数名いますけれども、私のかわりがその数名に対するもんかどうかっていうのはちょっと……。

それと講習会等ではありますが、実際の例えば研修会等で勉強会等というような開いてますけど、担当者レベルでですね、例えばその水道以外の職員で講習会っていうのは今のところ考えておりません。

○議長（新山 玄雄君） 平川議員。

○議員（15番 平川 敏郎君） 今、先ほどの部長の答弁で、先ほどの8号のときに、あつごめ

んなさい9号ですか、町長が同等以上というんで1年もあればというんでございましたが、それは9号には書いとるのは、全各号に上げるものと同等以上の技能を有すると認める者ということであれば、そうなると1年じゃいけないのじゃないですか。やはり何にもないのが何年ですか、5年以上の5倍に匹敵するんじゃないですかね。さっきの答弁ちょっと違うんじゃないかと思うんですが。

再度お願いします。

○議長（新山 玄雄君） 松井環境生活部長。

○環境生活部長（松井 秀文君） 同等の判断ですが、私の個人的な意見としては、今の同等っていうのが、その実務経験を1年程度、実際にしておる者という解釈で、はい。（「ようわかりました」と呼ぶ者あり）（「しょうがない」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（新山 玄雄君） はい。奈良元総務課長。

○総務課長（奈良元正昭君） この条例につきましては、地域主権改革一括法の関連で義務づけや枠づけの見直しに関する条例整備でございます。で、このたびのこの水道技術管理者なり布設監督者ですかの基準につきましては、この国の基準がございますけれども、その基準というのが参酌すべき基準という扱いになっております。この参酌すべき基準というのがどういうもんかと言いますと、十分参酌した結果であれば地域の実情に応じて異なる内容を定めてもよいという基準でございます。

そういった意味合いで、ここに「その他町長が前後に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者」というのがこの条文に入っておるというように私どもも解釈しております。そういった中で今、松井部長のほうで半年程度とかいうような御答弁をされましたけども、これは例えば第3条の第1号、ここにつきましては学校教育法による大学云々とありまして、1年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者というのがございます。

ですから、この学校教育法の大学による云々で納めて卒業した後、1年以上の水道経験、これが半年でもそういった技術的に水準に達しておれば、この技術管理者なり布設監督者ですか、になれば、町長が認めればなれるという解釈、ですからこの例をとって半年という御答弁をしたんだらうと思いますけども、実はこれ各号に意掲げるそれぞれの年数に満たしてなくても、町長がその基準に達しておると認めておればこの工事監督者もしくは指導技術管理者に任命することができるというふうに解釈だらうと思っております。

○議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。どこまで行ったのかな。

（「25」と呼ぶ者あり）はい。議案第25号周防大島町道路の構造の技術的基準等を定める条

例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第26号周防大島町営住宅及び一般住宅等の整備基準を定める条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。各条例制定についての質疑が終結しましたので、日程第20、議案第21号から日程第25、議案第26号までの6議案を、本日配布しております議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、日程第20、議案第21号から日程第25、議案第26号までの6議案を、本日配布いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

はい、それじゃあ休憩いたします。暫時休憩いたします。

午後2時09分休憩

.....

午後2時20分再開

○議長（新山 玄雄君） 再開をいたします。

----- . ----- . -----

日程第26. 議案第27号

日程第27. 議案第28号

日程第28. 議案第29号

日程第29. 議案第30号

日程第30. 議案第31号

日程第31. 議案第32号

日程第32. 議案第33号

日程第33. 議案第34号

日程第34. 議案第35号

日程第35. 議案第36号

○議長（新山 玄雄君） 日程第26、議案第27号周防大島町防災会議条例の一部改正についてから、日程第35、議案第36号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正につい

てまでの10議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第27号から議案第35号までにつきまして、一括で補足説明をさせていただきます。

議案第27号は、周防大島町防災会議条例の一部改正についてでございます。

東日本大震災の教訓、課題を受け、行うべき防災対策の全般的な見直しを行う、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、周防大島町防災会議条例の一部を改正するものであります。

この改正につきましては、防災会議と災害対策本部の役割分担を明確にするため、防災会議の所掌事務に、町長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること等を追加し、平時における防災に関する諮問的機関としての機能を強化する一方、災害時における情報収集に関することを災害対策本部に一元化することとしております。

また、地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、防災会議の委員として自主防災組織を構成する者または学識経験を有するものを追加されることとしております。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

法改正に伴い、第2条所掌事務のうち第2号を「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」に改め、第2条第3項を「前号に規定する重要事項に関し町長に意見を述べること」に改めるものでございます。

また、第3条第5項に第8号として「自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命する者」を追加し、委員の定数を定める同条第6項中「及び第7号」を「、第7号及び第8号」に「及び4人」を「、4人及び2人」に改め、その任期を定めるため第7項中第7号の次に「及び第8号」を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

次に、議案第28号は、周防大島町災害対策本部条例の一部改正についてでございます。

議案第27号と同様に、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行による防災会議と災害対策本部の役割の見直しに伴い、従来の災害対策基本法では、第23条において都道府県、市町村の災害対策本部の業務を定められておりましたが、改正後の災害対策基本法では第23条で都道府県災害対策本部、第23条の2において市町村災害対策本部の業務が明記されるとともに、市町村対策本部の業務として、関係指定地方行政機関等との連携確保に努めなければならないこととした条文が追加されたため、第1条中の引用条項を定めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

議案つづりの56ページをごらん願いたいと思います。

第1条中、「第23条第7項」を「第23条の2第8号」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

続いて、議案第29号は、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

現在、本町の宿日直手当につきましては、条例第16条において勤務1回につき5,200円を支給しており、平成12年度以降据え置きとなっております。

昭和63年の労働基準局通達の宿日直勤務の一般的許可基準によりますと、「宿直勤務1回についての宿直手当または日直勤務1回についての日直手当の最低額は、原則として、その事業場において宿直または日直の勤務につくことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の1人1日の平均額の3分の1を下らないこと」とされており、その額を本町の対象職員において計算すると、5,494円となります。

また、町が雇用する臨時職員の時給は700円であり、日直業務を8時間勤務とすれば、1日の賃金は5,600円となります。

以上の試算を踏まえまして、宿日直手当を現在の5,200円から5,600円に改正するものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

続いて、議案第30号は、周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてでございます。

本案は学校の活性化、教育指導の充実、教育水準の維持向上を図り、望ましい学校規模を実現するために、平成26年4月1日、和田小学校を森野小学校に統合しようとするものであります。

このため、周防大島町立小学校及び中学校設置条例の別表、周防大島町立和田小学校の項を削る条例の一部改正を行うものであります。

附則におきまして、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

続いて、議案第31号は、周防大島町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正についてでございます。

平成24年6月27日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法が一部改正され、題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

続いて、議案第32号は、周防大島町一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、地域主権第2次一括法案による、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格について、同法施行規則で定める基準を参酌して、条例で定めることとなりました。

つきましては、本町におきましても、清掃センター、環境センター、衛生センターの3施設における技術管理者の資格基準を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

続いて、議案第33号は、周防大島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、組織機構改革によって、環境生活部の生活衛生課と環境施設課の2課が生活衛生課の1課に統合されることに伴い、本町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の場所及び意見書の提出先を環境施設課から生活衛生課へ改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

続いて、議案第34号は、周防大島町斎場条例の一部改正についてでございます。

この度の改正は、橋斎場内の葬儀棟を供用開始することに伴い、斎場使用料の表の一部を追加するものであります。

主な改正内容は、別表（第7条関係）の橋斎場の項目に「葬儀場」及び「霊安室」の使用料を追加しようとするものであります。

この追加する使用料につきましては、大島斎場と同額としております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

最後に、議案第35号は、周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正についてでございます。

本議案は、地域主権第2次一括法案による下水道法の一部改正により、公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準について同法施行令で定められた基準を参酌して、条例で定めることとなりました。

条例の主な内容につきましては、第1章総則（第1条から第3条）を第1章総則（第1条から第3条）第1章の2公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準（第3条の2から第3条の3）に、第3条の2に（公共下水道の構造の技術的基準）を、第3条の3に（終末処理場の維持管理）を追加し改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第27号から議案第35号までの補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第36号の、周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案つづりの73ページをごらんいただきたいと思います。

現在、周防大島町立東和病院の病床数は西棟71床、東棟60床の計131床でございます。このたび東和病院東棟改築（耐震工事）を行うに当たり財源の一部としまして医療施設耐震化整備特別事業の申請をいたしました。

その条件は、病床過剰地域で建てかえを行う場合、病床数を10%以上削減することであり、工事が完了し移転するときに、現在の東棟60床から10%削減した54床となるため、条例の改正をお願いいたすものであります。西棟の病床数は変更なく計125床となり、稼働予定日の平成25年6月1日を施行日とするものであります。

慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第27号周防大島町防災会議条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第28号周防大島町災害対策本部条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第29号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実際的に条例改正はされますが、実態として今現在ほとんどないんじゃないかと思うんですが、どういう状況と捉えちゃってんですか。29部入っちゃる。29部入ってない。29、はい。もう一回言います。今回ね、実体的には……おっ29じゃろ。（発言する者あり）ね。後ろからあれが飛んできたらいけんけ（笑声）、ほいじゃあ29号について質疑を行います。

実際的に今回条例改正で、いわゆる宿日直手当のアップではあるというのが提案理由であります。実体として今ほとんど職員が従事してないというのが実態じゃないかと思いますが、年間大体どのくらいの職員が当っちゃるというふうに見ておられるのか、ちょっと報告を求めておきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 現在4庁舎で、業務委託をトータルで21人ほどにお願いをしております。それで職員が泊まることはまず月に1度か2度、緊急やむを得ない場合のみとなっております。

ります。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 職員の宿日直ということになつとるんですけども、今ただいま総務部長からお話がありましたように、実際には委託ちゅうんかな、そういう方で民間の方がやっているとるんですが、これも同じ金額ということですかね。

○議長（新山 玄雄君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 平成25年4月1日から、この業務委託も5,600円ということにしております。

○議長（新山 玄雄君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） ただいま5,600円ということで、まあ5,200円は合併当時から現在までこの金額だったと思いますし、このたびアップということで、以前ですな宿直、泊まれる方が何か最低賃金法をちょっと違反しとるんじゃないかということでありましたけれども、まあそれは寝るちゅうたら変ですけども、何ごともなかったら業務は特にないと思えますけども、そういう関係でこういう手当になつとるのではなかろうかというようなことは説明したんであります。

それと今度は日直ですね、昼間これは土日とか年末年始とか祭日等にはかかわると思いますけれども、これは朝8時半から5時ごろまでですかね、いう形になるか思いますけども、その業務がなければそれはいいいんでしょうが、やっぱり一応拘束されるわけですよ。一応8時半からその5時何分まではですね。そうすると時間給で割ればやっぱり食事もせんにゃいけんでしょうし、いろいろあるでしょうけども、そういう9時間で割れば600円そうそう、あるいは700円といえぱですね、今回アップということですので、先ほどアップの理由はお聞きいたしましたけれども、いろいろ国とか県もそういう指示等もあろうかと思えますけども、その辺はあんまりこのたびの改正は加味されているのか、されてないのかその辺をお聞きしておきたいと……。 （発言する者あり）

○議長（新山 玄雄君） まあ答弁していただきましょう。星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 先ほど補足説明で御説明申し上げましたように、今現在、宿日直を行っている職員は班長以下の職員でございます。その班長以下の職員の平均賃金の3分の1が5,494円になります。

それともう一つあわせて、町が雇用しておる臨時職員の時間当たりのまあ時給ですかね700円です。それで8時間の日直勤務で5,600円という数字が出ております。ですから職員でありますと5,494円が最低ではございますけれども、ほぼ業務委託をしておる状況で

5,600円という数字を出しております。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第30号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 和田小学校の閉校に際して、实际的に今日まで父兄、地域そういう協議の状況をまず報告してもらって、实际的に同意が得られたとする判断はどこにあるのかという部分を含めて、答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 中野教育次長。

○教育次長（中野 守雄君） 和田小学校の統合問題でございますが、平成20年8月より第1回のいわゆる保護者と未就学児の保護者をあわせた第1回の意見交換会を始めております。昨年1月まで計6回の意見交換会を開いております。その都度、教育委員会会議があるたびに逐次状況を説明してきたわけでございますが、その間2回のアンケート調査を行っております。一番最後のアンケート調査が平成23年の12月でございます。このアンケート調査に基づいて、ほぼ、すぐ統合はなんですがまあやむを得ないというような意見もございましたが、大方のアンケート調査はもう統合ということでありましたので、昨年1月6日に教育委員会会議でアンケートの結果あるいは児童数の状況について説明して、26年4月ということで学校のほうに説明しようということで、それを受けまして昨年の24年1月25日に最後の第6回の意見交換会を開きまして、保護者の方から御了解をいただいたということでございます。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） もう一つは、学校統合問題を考えるときに、一つは現状の父兄、いわゆる在学中の子供たち、それと实际的には新たに現在保育園の方が实际的には新たな対象、生徒になるわけなんです。それとあわせて地域的なものがあるって、例えば地域からしたら全て残してほしいという協議が思いが、どこの地域であっても出てくるというのがあるんですが、今回地域的なアンケート、さっき報告があったのはいわゆる現状の父兄等に対するアンケートはやりましたよという報告であったわけです。これが地域等に対する、いわゆる説明っていうのが具体的に何かあったのかどうなのか。ちょっと質問しちょきたいと……。

○議長（新山 玄雄君） 中野教育次長。

○教育次長（中野 守雄君） 今保護者の了解まではお話ししましたが、それを受けまして昨年の2月にいわゆる地域の説明を行いました。で、自治会あるいは各種団体の代表者、役員それと学

校評議員、約20名ばかりをお集まりいただきまして保護者の皆様方の御了解がありましたということで、地域の皆様に御説明いたしました。で、基本的には学校がなくなるのは大変寂しいが、やはり子どもたちの教育環境を考えるとやむを得ないということで大方の御意見でございました。で、それを受けまして4月に入りまして、統合先の森野小学校の保護者、これはPTA総会のお場をお借りしたんですが、和田小学校を森野小学校に統合したいという御説明をいたしましたところ森野小のPTAの皆様については御了解というか歓迎いたしますというお話でございました。以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第31号周防大島町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議案第32号周防大島町一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第33号周防大島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第34号周防大島町斎場条例の一部改正について、質疑はありませんか。中本議員。

○議員（6番 中本 博明君） この橋斎場ですよね。これ金額ずっと足していってみると4万4,650円ですよね。これに冷暖房使用料が要るのか。

それともう一つ、「町民は」で「その他」になってる部分で、もともと大島町民で恒久病院とかああいうところが変わったとき住所を交わすですよね。その場合は「その他」になるのか。

○議長（新山 玄雄君） 松井環境生活部長。

○環境生活部長（松井 秀文君） 左側に示しておる金額が町内に住所を置いておる人と、右側に示しておる金額が町外の人っていう形で、それと冷暖房の使用については別途定めとなっておりますが、実際には別にこの金額から取ってはおりません。（「4万4,650円ですよ」と呼ぶ者あり）霊安室と葬儀場と火葬も含めると、ちょっと今計算を持ってないんですが。今縦列

示しておく、（発言する者あり）はい、っていう形になると思います。

以上です。（発言する者あり）（「町外」と呼ぶ者あり）

ああ、町外につきましては右側に示しておく金額になろうかと思うんですが（「もともと大島町民でね、住民票があるところ……」と呼ぶ者あり）じゃけ単純にもう住民票があるかないかだけの形で料金をふるうという。例えば病院でほかのところに移ってもです。（「違う、そんなの違う」と呼ぶ者あり）備考の欄にあるんですがちょっと読み上げます。「町民とは死亡者または使用者が本町に住所を有する者とし、その他は町民以外の者とする」と、「ただし町外に所在する福祉施設に住所を有する死亡者のうち本町から入所した者は町民とみなす」と、（発言する者あり）はい。失礼しました。（「ちょっと質問してええかいね」と呼ぶ者あり）

○議長（新山 玄雄君） はい、中本議員。

○議員（6番 中本 博明君） もう一点、この通夜から夕方5時から明くる日の9時までなっちゃうですね。寺の都合で葬式10時からじゃがって言うたときは、追加料1時間とかちゅうのは取るのかどうか。葬儀が10時からとか1時からってなったときに追加料取るんか取らんのか。

○議長（新山 玄雄君） 松井環境生活部長。

○環境生活部長（松井 秀文君） あくまでも通夜は前日の時間で5時からやったかな。（「5時から9時になっちゃう」と呼ぶ者あり）はい。それでそれから翌朝の葬儀が10時から、で火葬して12時に引き上げるというような形で、もう言うなら12時でも超過料金っていうのは一応考えてません。12時からですね。（「じゃけ、それがいつになっても大丈夫なんじゃね」と呼ぶ者あり）じゃけもう葬儀の時間は固定で例えば（発言する者あり）遅らすことっていうのはできることはないです。（「できない」と呼ぶ者あり）

○議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。あのう休憩。

午後2時52分休憩

.....

午後2時53分再開

○議長（新山 玄雄君） 再開をいたします。中本議員。

○議員（6番 中本 博明君） 寺の都合でね、葬式が3時とかちゅうようになるときがあるんよね。ないんか。（「こっちに合やす」と呼ぶ者あり）ああそうか。

○議長（新山 玄雄君） ちゃんと質問してください。答弁お願いします。

○環境生活部長（松井 秀文君） また、時間については、各総合所に配布しますが、10時に葬儀の開始時間、その準備で、1時間前に準備するのはありますけど、一応10時の葬儀と2時の葬儀は固定で、これについては変更することも延長することはありません。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第35号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について、質疑はありませんか。平川議員。

○議員（15番 平川 敏郎君） 15番、平川です。今回、下水の管理条例の一部改正でございますが、確か、私、水道事業で危機管理対策マニュアルいわゆる危機管理計画というのは出てるかという、先の議会で質問しました。今回、この条例改正によって、ちょっと間違ったら失礼なんですけど、下水についての維持管理計画と危機管理計画、これが今どの程度まで進捗しているのか、これ条例改なんでもちょっとお尋ねします。

○議長（新山 玄雄君） 木原上下水道課長。

○上下水道課長（木原 毅君） まだ、整備されておられません。

○議長（新山 玄雄君） 平川議員。

○議員（15番 平川 敏郎君） 私は、先の議会でこの件は、もしできたら議員の各位に示してほしいというので、水道事業のほうは示していただいております。

しかし、下水のほうは確かできなかったんじゃないかな、あのときお願いしたんだけど、できてないんじゃないかな、示してもらってないと思います。この条例改正ができたわけですから、一刻も早くこの維持管理計画と危機管理計画、これを整備をすることをお願いいたします。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第36号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより、討論、採決に入ります。議案第27号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第27号周防大島町防災会議条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第28号周防大島町災害対策本部条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第29号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第30号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第31号周防大島町障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第32号周防大島町一般廃棄物処理施設の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第33号周防大島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第34号周防大島町斎場条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第35号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第36号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36. 議案第37号

○議長（新山 玄雄君） 日程第36、議案第37号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び山口県市町総合事務組合規約の変更についてを上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第37号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び山口県市町総合事務組合規約の変更について補足説明を申し上げます。

平成25年3月31日限り、山口県市町総合事務組合の交通災害共済事務を共同処理する団体から山口市が離脱し、平成25年4月1日より、山口県市町総合事務組合の非常勤職員公務災害補償事務を共同処理する団体に、光地区消防組合及び柳井地域広域水道企業団が加入することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更に際して、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、協議の内容については、関係地方公共団体の議会の議決を経ることとなっておりますので、同法第290条の規定による議会の議決をお願いするものであります。

なお、この規約は平成25年4月1日から施行することとしております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御既決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第37号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び山口県市町総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37. 議案第38号

○議長（新山 玄雄君） 日程第37、議案第38号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関

関する協議についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第38号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の協議は、昨年7月9日の住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行により、外国人登録法が廃止され、外国人住民の方についても日本人と同様に住民票が作成されることとなったため、これに関連する山口県後期高齢者医療広域連合規約の該当部分を改正しようとするものでございます。

この連合規約の該当部分ですが、議案に添付した別紙に記載のとおり、別表第2の備考中「及び外国人登録原票」を削ることにより、広域連合の共通経費の負担割合のうち高齢者人口割と人口割の算出の基礎数値から、従来の外国人登録原票に基づく人口を除き、住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口及び人口にしようとするものでございます。

以上のような広域連合の規約の該当部分を変更する場合、地方自治法第291条の3第3項により、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、県知事に対し許可を求めることとなっておりますので、本議案を提出するものであります。

広域連合発足時から、当該年度の広域連合を運営するための共通経費は、均等割10%、前年度末の高齢者人口割45%及び人口割45%の割合により構成市町が負担することとなっており、平成25年度分からこの高齢者人口及び人口の定義を変更しようとするものですが、実質的には今回の改正により負担割合が変更となることは、ほとんどないものと考えております。

なお、この規約は平成25年4月1日から施行することとしております。何とぞ慎重なるご審議の上、御既決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第38号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38. 議案第39号

○議長（新山 玄雄君） 日程第38、議案第39号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第39号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、補足説明を申し上げます。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更に当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で準用される同条第1項の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

内訳について申し上げますと、まず産業の振興の区分については、過疎地域自立促進特別事業として、漁港漁場機能高度化保全計画策定業務を追加しようとするものであります。

次に、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の区分につきましては、道路橋梁施設にかかる事業として、町道三ツ松東線の事業内容を変更し、新たに東橋の橋梁補修事業を追加しようとするものであります。

また、過疎地域自立促進特別事業として、周防大島チャンネルの番組制作事業を新たに追加しようとするものであります。

次に、生活環境の整備の区分については、消防施設に係る事業として、消防資材・消防倉庫及び投光機・発電機の整備を17カ所に拡大するとともに、新たに日前地区に消火栓を整備するものであります。

最後に、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の区分については、過疎地域自立推進特別事業として、保育料同時入所2人目以降無料化事業、地域子育て支援拠点事業を新たに追加しようとするものであります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御既決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず1点が、事業内容が漁港漁場機能高度化保全計画策定業務であります。

午前中のシステムは明らかにしたんですが、この事業は24年度当初から計画が上がっちゃった。これ、白木漁港かどっかで調査対象として上がっちゃったんじゃないかと思われるんです。その中で、今回1億円余りの、補正が出て、改めて過疎計のほうへ追加ということですが、本来的には24年度当初に予算付けするときに、きちっと計上といたしますか、追加しちよつたら今回の追加、基本的にはなかったんじゃないかと思うんですが、それが質疑の1点目です。

それと、次に市町村道路であります、三ツ松東線、これはメータが110メーターが235メーターになりましたよと、当初計画と違うのは県道まで直、行くような格好で計画がされると想定されますが、実際的にその部分で、どこの部分が全体メーターが延びて、どこの部分が全体が幅がふえたということになるのか、全部がそれぞれ変更になるという考え方なのか、合わせて聞いちゃきたいというふうに思います。

それと、今回の過疎計が、今までも何回か言うところですが、過疎債に当たるか当たらんかは別にして、計画段階で全て上げてきた自治体と、今回これを見るとほとんど過疎債が対象になると、いうことで見れるんですが、その辺ところのね、例えば今までの方針として変わったのか、それとも過疎債適用範囲で、今後、いわゆる過疎計に上げていくという考え方なのか、併せてちょっと聞いちゃきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 合併以前の9兆円での過疎計画に対する、この議決の取り扱いについては、いろいろこうもあったというふうに以前からも議論はいたしておるところでございます。その中で、合併後できるだけ大きな計画については、その過疎債をを使うか使わないか別にして、過疎計画にのせるべきだという御意見がございましたので、今回もそれを踏襲し、これからもできるだけ過疎計画にのして事業を進めていきたいと、過疎債を充当するかどうかは別にして、できるだけ計画にのしていきたいというふうな気持ちで今回ものせております。

○議長（新山 玄雄君） 西本産業建設部長。

○産業建設部長（西本 芳隆君） 漁港計画の関係です。24年度にもう既に実施している白木地区でやってるんじゃないかという御指摘でございます。

御指摘どおり、24年度から白木漁港については実施しております。言いわけではないんですけど、この事業が急遽入った24年度予算編成時に急遽入ったという経緯もございます。それとまた、補修ということなんで計画でどうかということもありましたけれども、今年度から午前中でも説明いたしましたけれども、残りの1種漁港の計画を全部実施するというので、かなり大がかりなものになるということで計画にのせていただきました。平成24年度の計画が漏れていたことについては、お詫び申し上げましたとともに、また本事業の実施についてよろしく御理解をいただきたいと思っております。

それから、三ツ松線につきましては、これ非常に難しい課題等もあって事業実施に向けては、なかなか難しいという状況がありました。関係者の御尽力で、午前中も補正で説明いたしましたけれども、調査がつかまして、それで25年度までは工事という形になります。初めは、110メートルということですが、過疎計画の中での計画という、過疎債計画の中でのということ

で、最低限100メートル以上ということの計画で幅が5メートルという計画ということですが、ただ、県道部まで接続、それだと入らないということもありました。それで、今度の変更後ということで、防災上の観点からということになりまして、県道まで続けるということが必要だと思われると思います。

で、こうした中でたまたま、この大型補正の補助にのるという形になりますので、その基準も7メートルという形になりますので、幅も広げるというような経緯になった形で計画を変更するものであります。

○議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 86ページですが、過疎地域自立促進特別事業、それで保育料同時入所2人目無料化事業でございますけれども、この中に同時というのがちょっと私の解釈はよくわからないので、同時っていうのは同時2人が入所する場合もあるかもしれませんが、保育所については2人目も同じ保育所というふうに解釈するのか、それとも保育所が別々と、勤務の関係でほかの保育所に入所する場合は、これ対象にならないよというような意味で、同時という表現を使っているのかどうかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（新山 玄雄君） 西村健康福祉部長。

○健康福祉部長（西村 利雄君） 保育所の2人目の入所、2人目以降の入所ということで、無料ということで御理解いただけたらと思います。

保育所が分かれる、違う保育所に入ったということになるとおりの御質問であると思うんですけど、あんまり考えておらんのですが、とにかく1つの保育所に2人目が入所したら、2人目以降は無料ということで御理解をさせていただきたいと思います。

○議長（新山 玄雄君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第39号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第39. 議案第40号

日程第40. 議案第41号

日程第41. 議案第42号

日程第42. 議案第43号

日程第43. 議案第44号

○議長（新山 玄雄君） 日程第39、議案第40号油宇集会施設の指定管理者の指定についてから日程第43、議案第44号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第40号から議案第44号までにつきまして、一括で補足説明をさせていただきます。

各指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第40号ですが、周防大島町コミュニティ施設設置条例に定める「油宇集会施設」の指定管理者の指定についてでございます。

この施設は、自治会組織「油宇自治会」の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところでございます。よって、施設の設置目的からも非公募により、これからも引き続き「油宇自治会」を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。なお、期間につきましては、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとしております。

次に、議案第41号は、周防大島町コミュニティ施設設置条例に定める「小泊集会施設」の指定管理者の指定についてでございます。

この施設も、自治会組織「小泊自治会」の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところでございます。よって、施設目的からも非公募によりこれからも引き続き「小泊自治会」を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。なお、期間は同じく平成25年4月1日から平成26年3月31日としております。

続いて、議案第42号は周防大島町コミュニティ施設設置条例に定めるむつみ荘の指定管理者の指定についてでございます。

この施設も自治会組織「土居自治会」の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところでございます。よって、施設の設置目的からも非公募によりこれからも引き続き「土居自治会」を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。なお、期間につきましては、平成25年4月1日から平成30年3月31日としております。

最後に、議案43号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について及び議案第44号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定につ

いてでございます。

現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する「和田苑」、「しらとり苑」につきましては、毎年度1年間を指定期間とし、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として協定書を締結し、管理運営をお願いしているところでございます。

この事業は、高齢等のため在宅生活に不安のある者に対し、自炊設備のある居室を提供し、生活援助員を配置して、利用者に対し相談・助言を行うものでございます。国の定める要綱でも、指定通所介護事業所を経営するものであって、適切な事業運営が確保できると認められるものに委託できるとなっております。

このことから、本施設において生きがい活動支援通所事業や指定通所介護事業を実施している、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として引き続き非公募により1年間指定しようとするものでございます。

以上で、議案第40号から議案第44号までの補足説明を終わります。何とぞ、慎重なる御審議の上、御既決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第40号油宇集会施設の指定管理者の指定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第41号小泊集会施設の指定管理者の指定について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第42号むつみ荘の指定管理者の指定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第43号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第44号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論採決に入ります。議案第40号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第40号油宇集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第41号小泊集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第42号むつみ荘の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第43号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第44号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めま

す。

[賛成者起立]

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第44. 請願第5号

○議長（新山 玄雄君） 日程第44、請願第5号周防大島町久賀歴史民俗資料館等指定管理者の選定方法の検証を求める請願書を上程し、これを議題とします。紹介議員の説明を求めます。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 請願第5号、平成24年12月25日付で出されました請願者住所山口県大島郡周防大島町大字東安下庄139-3、団体名、特定非営利活動法人周防大島自然体感クラブ代表者田中豊文さんから出されました請願について紹介議員となりました。

1つはいわゆる請願項目であります。請願項目につきましては、ここにあります周防大島町久賀歴史民俗資料館等指定管理者の選定方法の検証を求める請願書であります。

請願要旨につきましては、1つとして先に行われました指定管理者選定の議決につきましては、選定基準の策定や選定委員会のあり方等、その選定過程に大きな疑問が残ると考えるため、一連の選定プロセスを明らかにし選定の公平性及び透明性を確保するよう求めます。これが1つ目です。

そして2つ目、指定管理者制度の実態を検証し、指定管理者制度の主旨に則した運用の実現にするため、制度運用の適正化を図られるよう求めます。これが、請願の要旨です。一応、議会運営委員会では委員会付託ということで、申し合わせがなりましたが、私のほうは請願者に対して、できるだけ説明員として委員会等、説明に行きなさいということをして1つ言っております。

それともう1つは、今回、提案するに当たって私が紹介議員になりましたので、できるだけ皆さん方に答弁できるように、準備してきました。しかし、いろんな角度から出ておりますので、答弁ができる範囲については、非常に苦慮しておりますが、質疑があったら受けたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。請願第5号質疑はありませんか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ただいま、議題となっております請願第5号周防大島町久賀歴史民俗資料館等指定管理者の選定方法の検証を求める請願を会議規則第92条第1項の規定により、所轄の総務文教常任委員会へ付託いたします。御苦労さんでした。

○議長（新山 玄雄君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会いたします。次の会議は明日3月7日木曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（中尾 豊樹君） 御起立願います。一同、礼。

○議長（新山 玄雄君） お疲れさまでした。

午後3時31分散会
